

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	高 橋 伸 行 君	企画調整課長	木 下 誠 司 君
税 務 課 長	中 嶋 努 君	健康福祉課長	藤 塚 康 孝 君
住 民 課 長	北 村 嘉 彦 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	太 田 宣 男 君	上下水道課長	立 川 昭 雄 君
会計管理者兼 会 計 課 長	衣 斐 修 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	木 全 豊 君
生涯学習課長	水 野 忠 宗 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 正 博	書 記	渡 部 善 充
書 記	森 田 唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2番 広瀬隆博君、3番 乾豊君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（角田 寛君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

私のほうからは、3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、農業の基盤について、2点目は生涯スポーツの振興と地域スポーツの推進について、3番目は垂井町のマスコットキャラクターについて、この3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、農業の基盤についてでございます。

垂井町は、昭和46年には、山林及び市街化区域を除く1,513ヘクタールが農業振興地域に指定され、そのうち農用地区域は1,050ヘクタールで、昭和48年度からは圃場整備事業に着手し、昭和54年に約730ヘクタールの農地の面的工事が完了し、大型機械による作業体系が可能となってきました。現在では、将来の農業生産を担う経営体の育成を図りながら、高生産性農業の展開に必要な生産基盤を整備し、食糧の自給率の向上に資することを目的とする経営体育成基盤整備事業として行われております。

この事業の内容は、区画整理のほか、用排水施設、農道、暗渠排水の中から2つ以上の基盤整備を総合的に行うか、それとも区画整理などと密接に関連があるか、一体で行うことで相互の効率が高まる事業をあわせて行うこととして、垂井町も現在栗原地区の圃場整備事業が実施されています。

そういう中で、垂井町内においては未整備地区のところもございますが、以下3点について質問をさせていただきます。

1つ目でございますが、現在の圃場整備の現状と今後のあり方についてお伺いしたいと思います。

2つ目は、未整備地区の現状と未整備によって何か懸念する事項等があるのか、お伺いをしたいと思います。

3つ目には、未整備地区においては町がもっと積極的にかかわっていくべきだと考えますが、その見解をお伺いしたいと思います。

続いて、2点目でございますが、生涯スポーツの振興と地域スポーツの推進についてでございます。

垂井町は、昭和55年3月23日に「スポーツの町」宣言がなされました。これは、垂井町民がスポーツを通じて健康でたくましい心と体をつくり、豊かで明るい町を築くために、垂井町は「スポーツの町」を宣言いたしました。この「スポーツの町」を宣言されて以降、スポーツ振興に対して現在までの取り組みと成果及び課題についてはどのような認識をお持ちであるかをお伺いしたいと思います。

1つ目として、今後、少子・高齢化が進行していく中で、スポーツを通じて健康増進や体力づくり、さらには介護予防に向けた取り組みが必要となってくるのではないかと考えますが、そのお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目でございますが、子供からお年寄りまで健康で過ごせるまちづくりを目指し、教育や福祉などの横断的な連携も必要となるのではないかと考えますが、そのことについてどのようなお考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

3つ目でございますが、スポーツ推進委員と連携し、社会体育施設や学校開放による施設の有効活用を図りながら、地域に根差したコミュニティスポーツを積極的に推進し、町民の健康増進と体力向上を図っていかねばならないと考えますが、その現状についてお伺いをしたいと思います。

4つ目でございますが、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでもと気軽に楽しめる各種スポーツの普及に努めていかねばならないと考えますが、その現状はどうかをお伺いしたいと思います。

5つ目でございますが、垂井町体育協会を中心とするスポーツ団体及び指導者の育成に努め、スポーツ人口の拡大を図っていかねばならないと考えますが、その現状についてお伺いをしたいと思います。

次に3点目でございますが、垂井町のマスコットキャラクターについてでございます。

近年、どこの市町村においてもイベントやお祭りが行われております。垂井町においても、毎年秋にはふれあい垂井ピアが開催され、多くの方が会場へ足を運んでくださり、大変なにごわいで本当にありがたいと思っておりますが、そんな中におきまして、垂井町が何か目玉になるようなものがないかと考えたとき、垂井町にはマスコットキャラクターがないのではないかと思います。なぜ、今までマスコットキャラクターなるものをつくらなかったのか、何かわけでもあったのか、つくる必要がないと思われていたのかどうか。

近隣の市町には、関ヶ原町は「武者丸くん」、神戸町は「ばら菜」、安八町は「アンビー」、

輪之内町は「かわばたくん」、池田町は「ちゃちゃまる」といったマスコットキャラクターが活躍しております。ちなみに、垂井町の飲食店組合のマスコットキャラクターは、「たるいのためにゃん」でございます。我が垂井町においても、マスコットキャラクターなるものをつくり、垂井ピアだけでなく、マラソン大会あるいは水泳大会などいろいろな各種行事、また文化会館で行われる催し物にもPRの場を設け、定着させてみてはいかがでしょうか。また、観光面での活躍もあわせ、また来年の新庁舎竣工に合わせて、垂井町の顔としてみてはどうでしょうか。これも垂井町の活性化につながるのではないのでしょうか。町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上、私のほうからは3点について質問いたしますけれども、わかりやすく丁寧に御答弁をお願いします。よろしく願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） おはようございます。

私からは、乾議員の1点目、農業の基盤についての質問について、お答えをさせていただきます。

当町におきましては、昭和48年以降、岩手、府中、表佐及び宮代地区において、県営及び団体営の圃場整備事業により、農地の区画整理など面的工事を実施してまいりました。

平成26年度からは、栗原地区で、約90ヘクタールの農地において経営体育成基盤整備事業を実施しており、整地工、道路工、用排水路工など、平成33年度の完成を目指し、着実に工事を進めております。完成後は、農地の面的集約を促進し、二年三作を目指した大型機械導入による高生産性農業が可能となり、経営の安定が図られるものと考えております。あわせて、栗原地区での大区画圃場での作業性や生産性について、地元関係者の意見を聞きながら、既に整備済みの地区において、将来的な再圃場整備事業のあり方を検討してまいりたいと考えております。

未整備地区としましては、平尾地区において、大正時代に農業基盤整備が行われてから90年以上が経過しており、用排水路の老朽化や、農道が狭いことによる通行への支障、農地の小区画による営農活動の不効率などさまざまな課題が生じています。平成28年度に、県単事業により、農地や農道、用排水路等の現状とともに、それらが抱える課題や農地所有者の農地の貸借状況や将来展望など、平尾地内の農地に係るアンケート調査を実施したところでございます。アンケート結果では、農家の60歳以上の割合が79%と高齢化が進んでおり、後継者がいる農家は13%と後継者不足であります。また、73%の方が「農地を貸したい」「既に貸し出している」と回答されており、今後は、高齢化・後継者不足とあわせて貸し出しが進み、1人当たりの経営規模が拡大する傾向にあります。また、耕作を行った農家の58%が、農地が狭い、しける、水路・畦畔の老朽化など圃場条件に困っています。

以上の現状を解決するため、持続的な農業のために耕区拡大、用排水路の分離、水管理の省

力化を目指し、圃場整備事業の実施に向け、現在、地元関係者と会議を重ね、協議を進めているところでございます。一方で、当地区には埋蔵文化財の範囲が広がっており、その関係の協議も行っているところでございます。

いずれにいたしましても、圃場整備事業は受益者がはっきりとした事業であり、地元の主体性を必要とする事業であるため、地元と連携し、事業実現に向け努力をしておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 生涯学習課長 水野忠宗君。

〔生涯学習課長 水野忠宗君登壇〕

○生涯学習課長（水野忠宗君） 私のほうからは、乾議員の大きく2点目の生涯スポーツ振興と地域スポーツ推進について答弁をさせていただきます。

1点目の今後少子・高齢化が進行していく中で、スポーツを通じて健康増進や体力づくり、さらには介護予防に向けた取り組みが必要と考えるがいかがかとの御質問にお答えします。

人生100年時代とも言われる現在、高齢化が進行する中で、町民が生涯にわたり健康的で明るく活気のある生活を送ることが重要だと考えております。そのため、スポーツやレクリエーションなどの運動は欠かせないものと考えております。適度な運動や身体活動は、体力を維持・向上させるだけではなく、生活習慣病の原因となる肥満の予防やストレス解消につながります。また、全ての世代で健康を維持するためには、日常生活の中で体を動かす工夫を試み、運動習慣を身につけ、継続させていくことが大切だと考えております。こうしたことが介護予防に大きくかかわっていくと考えております。

教育委員会では、平成9年に垂井町生涯スポーツ振興計画、「町民一人一スポーツを目指して」を策定、平成19年には、第2次生涯スポーツ振興計画を策定し、生涯スポーツの推進を図ってきました。さらに昨年度は、2018年度から2022年度の5年を対象年度とする垂井町第3次生涯スポーツ振興計画を策定しました。策定に当たって、昨年度、生涯スポーツに関するアンケートを町内20歳以上の男女各500名に対し実施したところでございます。その結果、「定期的にスポーツ活動を行うことが、身体的・精神的に健康につながる」と思われる方は85%であり、健康とスポーツへの関心が高いことが捉えられたところでございます。一方、「定期的にスポーツ、体力づくりをしていない」と回答された方が57%でした。また、していない方の40%が「時間がない」という結果でございました。

こうした結果を踏まえ、スポーツに親しむ機会の提供や充実に努め、町民一人一スポーツのまちな実現を基本目標とし、高齢化する社会の中でも、町民一人一人が日常生活の中で自主的、継続的にスポーツに親しみ、明るく豊かな生活を営む姿を目指してまいります。

続きまして、2点目の子供からお年寄りまでが健康に過ごせるまちづくりを目指し、教育や福祉など、横断的な連携が必要となるのではないかという御質問に対する答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおりでございまして、子供からお年寄りまでが健康に過ごせるまちづくりを

目指すため、さまざまな部局や団体との横断的な連携が必要であると考えています。

教育委員会では、さまざまな団体と連携を図り、子供からお年寄りまでが、スポーツやレクリエーションを通し、体を動かすことの大切さを感じたり、健康な体づくりができたりするような事業を支援してまいります。例えば、幼児期の子供を対象とした幼児の体操教室や、高齢者の方を対象とした体力アップ教室など、運動のできる環境の充実に努めてまいります。そのほか、地区まちづくり協議会の協力を得て、ふれあいウォーキングを開催するなど、心身の健康づくりと家族の触れ合いを図るとともに、住民の交流ときずなづくりを促進してまいります。

今後も、関係する部局や地区まちづくり協議会など、関係団体と緊密な連携をとり、各事業の展開をしてまいります。

続きまして、3つ目のスポーツ推進委員と常に連携し、町民の健康増進と体力向上を図らなければならないと考えるがいかがかについてでございます。

議員の御指摘のとおり、スポーツ推進委員と常に連携し、町民の健康増進と体力向上を図らなければならないと考える、取り組みを進めているところでございます。垂井町スポーツ推進委員の職務としては、1. 行政機関及び教育機関が行う体育スポーツ推進事業の企画に参画し、その推進者となる。2. 住民のスポーツ活動促進のため、組織の育成を図ること。3. スポーツ団体、その他の団体が行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じ協力すること。1から3のほか、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うことの4点を行っていただいております。

スポーツ推進委員は15名で構成されており、毎月、スポーツ推進委員定例会を開き、地域住民からの意見をもとに、健康増進に向けたよりよい事業への見直しや改善に取り組んでいただいております。また、垂井町総合体育大会、垂井町スポーツ・レクリエーション祭、町民水泳大会、垂井町一周駅伝大会、垂井町完走大会、垂井町ふれあいウォーキング大会、体力テスト会、体育推進員研修会、各地域のイベントなど数多くの行事への参加、運営への協力をいただいております。地域住民の体力向上や健康増進を図っていただいているところでございます。さらに、スポーツ推進委員を講師として、各地域の体育推進員に新しいスポーツ、レクリエーション種目の体験をする研修会を開催し、各地区での普及を目指しているところでございます。

スポーツ推進委員は、地区まちづくり協議会や体育推進員と連携する中で、社会体育施設や学校開放による施設の有効活用を図りながら、各地域において、ペタンク教室やドッチビー教室、タスポニー教室などさまざまなスポーツ教室を開催し、地域住民の健康増進と体力向上を図っているところです。教育委員会としましても、町民の健康増進と体力増進のため、スポーツ推進委員や体育推進員と連携した中で生涯スポーツ、地域スポーツの推進を図っております。

続きまして、4点目の各種スポーツ普及についての現状はいかがかについてでございます。

町民一人一スポーツのまちの実現を基本目標に、手軽に楽しみ、継続的にスポーツ活動ができるよう、各種スポーツの普及に努めているところでございます。まず、毎年、町スポーツ・

レクリエーション祭やふれあいウオーキング大会など、生涯スポーツ事業を実施しております。先日行いました第21回スポーツ・レクリエーション祭では、グラウンドゴルフ、ソフトバレーボール、ペタンク等の5つの種目大会を開催し、510名に参加をいただいたところでございます。今後も、こうしたスポーツに親しむ人がふえるように、さらに広報に努めていきたいと考えております。

また、体育推進員の研修会では、昨年、ペタンク、ドッチビー等の4種目を行い、今回は新種目として、ドイツ生まれのスポンジボール遊びで、楽しく人とかかわりながら基礎運動能力を身につけられるバルシューレというものでございますが、研修を行いました。各地区体育推進員に研修していただき、体験もしていただきましたので、各地域でこれらのスポーツやレクリエーションを普及していただけるものと期待しております。このような研修会やさまざまな大会を通じて、各種スポーツの普及に努めていきたいと考えております。

続きまして、5点目の垂井町体育協会を中心とするスポーツ団体及び指導者の育成に努め、スポーツ人口の拡大を図ることが必要と考えるが、その現状についてはいかがかということでございますが、スポーツ人口の拡大を図るためには、スポーツ団体や指導者の育成は重要であると考えております。

議員御指摘の垂井町体育協会は、スポーツを普及・振興することにより、住民の健康・体力保持、増進を図り、スポーツ精神を養うことを目的に結成されています。スポーツの普及・振興、スポーツ人口拡大のため、新規団体の組織化、加盟会員の確保に努めているところでございます。垂井町体育協会は、創立以来、種目競技団体の数をふやしてきました。昨年は休会中であったバレーボール団体が今年度は復活し、新たにショートテニス団体が新規加入し、また、以前より休会中であったソフトボール団体とバスケットボール団体が今年度から復活し、現在は23団体に増加しております。こうした加盟競技団体の増加は、垂井町体育協会の活性化にもつながっており、今年度より垂井町体育協会に専門部会を置き、垂井町体育協会活動の強化を図っているところでございます。しかし、少子・高齢化の中、垂井町体育協会の役員、加盟団体の指導者の育成、若手役員の育成・登用が課題となっており、研修会や講習会などに積極的に参加するようお願いしております。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック、ねんりんピック岐阜が開催されます。これを見据え、郡体育協会、町体育協会やスポーツ関係団体とより連携を強化する中で、新たな指導者の育成を図っていくことが必要であると考えております。

以上、乾議員からの生涯スポーツ振興と地域スポーツの推進について、5点について答弁をさせていただきました。御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、3つ目の御質問、垂井町のマスコットキャラクターについてお答えをさせていただきます。

自治体が作成いたします御当地宣伝用マスコットキャラクター、いわゆる御当地キャラは、自治体の個性化が求められます今日、その地域の魅力をアピールするツールとして全国各地に広がりました。このブームのきっかけをつくったのは、彦根市の「ひこにゃん」と言われておりますが、岐阜県においては「ミナモ」、また議員が申されますように西濃圏域の市町でも多くの御当地キャラがつくられております。

御当地キャラは、「ひこにゃん」や熊本県の「くまもん」に見られますように、その地域の魅力をアピールするにとどまらず、キャラクターを利用した関連グッズの販売や、その地域への観光客の誘致による観光収益など、大きな経済波及効果を生んでいるものであり、プロモーションアイテムの成功事例であると思われまます。

その一方で、戦略的な活用方法がないまま作成し、着ぐるみなどをつくったものの、その保管費用に苦しむ自治体や、無名の御当地キャラを売り込むための宣伝費などに公金を費やしている自治体も少なくなく、財政的な負担となっている場合もあるのが現実であります。このような状況の中、ゆるキャラの人気投票イベント「ゆるキャラグランプリ」のエントリー数もこの2年間減少傾向にあるようです。

第6次総合計画では、タウンプロモーションをテーマ別戦略の一つの項目とし、町の魅力を積極的に発信、提供することを戦略に掲げております。このプロモーションを考えたとき、御当地キャラは、議員御指摘のとおり、確かに効果的なプロモーションアイテムの一つであると思います。しかしながら、その作成におきましては、郷土愛を育み、我が町、垂井町のキャラクターだと住民の誰もが共感できるものであることが非常に重要であります。また、先ほど述べましたように、全国での先例を踏まえますと、御当地キャラが単なるマスコットに終わる危険性があると思われまます。

今後、プロモーション活動を推進していく上で、垂井町の自然環境や歴史・文化などといった資源を最大限に利用しながら、御当地キャラを含め、効果的なアイテムとその活用方法を戦略的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 産業課から、乾議員の3点目、垂井町のマスコットキャラクターについての質問についてお答えをさせていただきます。

マスコットキャラクター、いわゆる「ゆるキャラ」ですが、そのブームの火つけ役となったのは、2006年、国宝彦根城築城400年祭のキャラクターとして誕生した滋賀県彦根市の「ひこにゃん」だと言われており、その後、全国の自治体において、国体開催や記念行事等に絡ませた御当地キャラクターがつくられるなど、自治体の御当地キャラクターによるPRが活発化していきました。

西濃近隣市町のマスコットキャラクターについて調べてみましたところ、関ヶ原町の「武者丸くん」、養老町の「スマイルげんちゃん」は、ブームになる約20年以上前に誕生していたよ

うでございます。また、安八町の「アンビー」においては、12年前からハートピア安八のキャラクターとしてあったものを、町制60周年の際に町のキャラクターとして昇格させており、その他の市町については、2012年から2014年ごろに多くつくられていたようでございます。

このような中、マスコットキャラクターのいない垂井町が、各市町のキャラクターと並んで紹介されているのは、竹中半兵衛公の銅像でございます。これはこれで印象に残るようで、殊のほか好評でございます。

議員がおっしゃるように、催し物会場にマスコットキャラクターがいるのといないのでは盛り上がり方も違うでしょうし、会場も華やかになると思います。ゆるキャラが活発に活動し、自治体の宣伝効果は大きかったときもあるようですが、そのブームとしては、現在は落ちついている、多少下降ぎみになっているのかなと感じているところでございます。

このような中、近年の各自治体のPRの状況は、動画での配信が多くなっているように思います。他と一味違った動画を各自治体のホームページで「魅せる」映像を掲載することにより、注目を集める自治体がふえていていると感じているところでございます。町のPRとして、マスコットキャラクターの活躍も有効と考えますが、時代に合った町の顔をつくっていくこともよいのではないかと考えていますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。私の質問は2点であります。

1点目は観光行政について、2点目は防災カメラ、防犯カメラの設置についての2点でございます。

それでは、順次質問に入りたいと思います。

ことしの3月初めに、「阿波踊り赤字問題」と題して、徳島市の観光協会の破産申し立ての記事が載っていました。その記憶は新しいものと思いますが、その内容は、徳島市の阿波踊りに多額の累積赤字が生じている問題をめぐり、徳島市が、主催者の一つである市観光協会の破産手続開始を徳島地裁に申し立てたことが、1日、関係者への取材でわかった。市は、協会が金融機関から借り入れた4億3,600万円の損失補償をしており、債権者としての立場で行ったとのことでありました。

さらに、内容について関係者の方から聞いてみると、毎年無料棧敷席を設置しており、赤字が積み重なっていったとの話でありました。阿波踊りは、8月12日から15日までの4日間開催され、約150万人もの観光客が集まると言われています。その経済効果は非常に大きいものであります。徳島市では一大イベントであり、この赤字問題のために、阿波踊りの中止まで議論されたそうであります。

この問題は、徳島市だけの問題でなく、行政と観光協会の関係が浮き彫りに出た事件だと思

います。協会に任せっきりでもだめだし、行政が行き過ぎても、町の発展にブレーキをかけるのではないのでしょうか。

平成29年度に制定された垂井町観光基本計画にもあるように、垂井町と民間団体と観光協会が連携した取り組みが必要であるとの基本的考え方が明記されています。この考え方を中心として、垂井町の観光協会は活動し、ここ数年に会員数も増加し、事業の拡大も進めてきたところであります。そして、毎年のように、町長に対して要望書を提出しています。今回は、その要望書の内容を参考にして質問したいと思います。

第1点目の質問は、商工観光課の設置及び観光協会との連携について質問します。

垂井町の観光協会では、行政、すなわち垂井町と連携して情報発信や観光事業を実施しており、例えば観光協会だよりの発行、相川こいのぼりの一斉遊泳事業の実施、各種祭りのポスター作成など多くの事業に取り組んでおられます。一方、商工会では、4月に桜祭りを開催していますが、民間各種団体と連携した取り組みはできていないように思います。また、先ほど申し上げた観光協会の事務は、産業課の中で片手間的に進められているように感じられます。

そこで、商工観光課の設置について、町長の考えを伺うものであります。現在のような産業課の中の一つの係としてではなく、課として商工観光課を設置されることで、行政と観光協会、さらに商工会、その他関係団体が一体となって事業を進めていけるものと考えます。来年度は新庁舎の完成も予定されており、時期的にもよいのではないのでしょうか。よろしく前向きな答弁をお願い申し上げます。

また、観光協会は、垂井町の補助金と会員の会費によって運営されています。構成比を見ますと、ほとんど補助金によって運営されており、会費は補助金の8%であります。そこで、4年前からの補助金と事業費の実績と正会員数を比較してみますと、平成26年度、補助金600万円、事業費542万円、会員数181名、平成27年度、補助金800万円、事業費652万円、会員数196人、平成28年度、補助金800万円、事業費620万円、会員数213人、昨年、平成29年度、補助金1,000万円、事業費813万円、会員数213人となっています。以上のように、補助金とともに事業費も大きく伸びています。さらに昨年、平成29年度には、垂井町観光基本計画が策定されており、さらに観光行政について、おもてなしの心をさらに推進していくならば、事業費もさらに大きくなるのではないのでしょうか。

今年度の補助金は、昨年と同じ1,000万円の予算となっていますが、観光協会の事業内容の充実や事務所新設に向け、今後の補助金のあり方や観光協会との連携についてどのような考え方を持っているか、伺います。

2点目の質問は、相川こいのぼり一斉遊泳のこいのぼりの補填について質問します。どなたか後で質問が重なっているようですので、私の質問をいたします。

平成29年度で32回目となる相川こいのぼり一斉遊泳は、今、垂井町の名物になりつつあります。いや、もう名物になっているものであります。昨年は、350匹のこいのぼりの遊泳でありました。私の記憶の中ですが、以前には、440匹が遊泳しており、一部40匹ほどを海外のフラ

ンスへ貸し出しもあったと記憶しております。また、内容的には、以前の初期には、大きなこいのぼりが多く、一列にそろって統一されていたように思いますが、最近では小さくなっており、また余り統一性がなく、ばらばらに感じます。

観光協会の総会の報告を見てみますと、寄附の呼びかけ等を実施しており、地元のボランティアの方や町内金融機関の方から寄附及び小学生の吹き流しをつるした報告をされております。しかし、余り統一性はなく、少しずつ少なくなっている感じがしますが、町長はどう思われているのでしょうか。私は、垂井の名物として、どこの地域のこいのぼりにも負けないような一斉遊泳にはいかがかと思いますが、町長の御所見をお伺いします。また、相川こいのぼり一斉遊泳事業には何匹が適当と考えているのか、あわせてお願いします。

以上、観光行政についての質問は終わります。

次に、防災カメラ、防犯カメラの設置についての質問をします。

第1点目の質問は、防災カメラの設置についてお伺いします。

町長は、3月の所信表明において、第6次総合計画の第2のテーマとして、防災・減災を進めることを約束している。そして、被害を最小限に食いとめる減災の視点に立った取り組みが必要であると述べています。しかし、減災のための具体的な方策は余り見えておりません。

そこで、私は具体的な提案、防災カメラを使った減災対策を提案するものであります。すなわち、今までに町内で被害をこうむった場所に定点カメラを設置して、いち早く情報を手に入れるシステムを入れてはどうかと思います。そのほかにも、急激な増水による被害が予想される地域に、定点カメラを設置するというものであります。

インターネットの資料を見てみますと、和歌山県みなべ町では、定点カメラを設置した、みなべ町防災・災害情報システムを構築しております。みなべ町は、人口1万3,000人の小さな町ですが、一般会計80億円、人口比率的には大きな予算を組んでいるようであります。また、和歌山県は毎年台風の影響を受けることが多く、防災システムを考えるのは進んでいるかもしれませんが、災害を受けるときは垂井町も和歌山県も同じであります。町長の被害を最小限に食いとめる減災対策とは、どういうものを考えているのでしょうか。具体的に提示してほしいと思います。

今までどおりなら、地域の消防団がいち早く駆けつけ、土のうを積んだり、避難指示をするなどの地域の協力を中心にしたものであると思います。しかし、システムの動くと、もっと減災につながるのではないかと思います。御答弁よろしくお願いします。

2点目の質問は、防犯カメラの設置について質問します。

最近のニュースを見てみますと、女性とか児童が殺されるような、非常に残虐な事件が大きく報道されております。日本の刑事事件の一覧表で見ますと、年間に約7件から8件程度の事件が起こっているようであります。そのうちの一部を紹介させていただきます。2点ありますので。

1件目は、豊田市女子高生殺害事件を紹介します。

この事件は、2008年5月2日、女子高生が、18時半ごろ、クラブのマネジャーとして部活動を終了して自転車で帰宅中、自宅から1キロあたりで何者かに殺害されたものであり、10年たった今でも犯人が特定されていない事件であります。この事件の内容は、防犯カメラの解析はなかったと報告されております。

2件目の例は、三重県中3女子死亡事件を紹介します。

この事件は、2013年8月25日に、被害者が花火を見に行った帰り、夜11時ごろとなり、最寄りの駅近くで殺害されて、6,000円強奪された事件であります。半年後の2014年3月2日に、容疑者である高校生を逮捕しました。この捜査は、警察官が8,000人投入され、100カ所の防犯カメラの映像を解析して、容疑者を断定しております。

以上の2例を紹介しましたが、以上の例を見ましても、防犯カメラを設置するかしらないかで大きく結果が変わると思われまます。1例目は、いまだに犯人は逮捕されておらず、家族の者にとっては、いたたまれない気持ちであろうと思われまます。これは、垂井町でもいつ起こるかわからない事件だと思われまます。安全は、まさかに備えるものであり、住民の安全を守るのは行政の大きな役割であると思われまます。

そこで、防犯カメラの設置について2つの案を提案しますが、町長の考えを伺うものであります。

1点目の提案は、防犯カメラの設置補助事業の実施について提案します。

この事業は、西宮市が平成28年度から事業開始しているものであり、内容は、地域団体が防犯活動の一環として、防犯カメラを設置する際に要する費用の一部を補助するものであります。地域団体とは、自治会、防犯協会、まちづくり協議会などとし、カメラの対象物は、公道、公園など公共の場所に限るものであります。この補助制度についての町長の考え方をお伺いします。

第2点目の提案は、新庁舎建設時における周囲及び庁舎内への防犯カメラの設置について質問いたします。

今回建設する新庁舎は、国道すぐ隣に隣接しており、不審者の侵入がたやすくなっております。以前には、オウム真理教の関係者がアミのショッピングへ立ち寄ったという情報もあります。現在までの新庁舎の建設における議論は、建設内部のことばかりであり、余り周囲の環境については議論されておりました。防犯カメラの設置は不可欠と思われまますが、今後どのようなテロ等の防備策を考えておられるのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

具体的に丁寧に御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、後藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思われまますが、私のほうからは、1点目の観光行政の中の商工観光課の設置についてお答えをさせていただきたいと思われまます。あとのことにつきましては担当から説明させまますので、よろしくお願ひ

します。

まず、現在の組織機構は、平成18年4月に垂井町行財政改革大綱（第4次）に基づき編成されたものでございまして、この中におきまして、平成22年には上下水道課の設置を経て、現在に至っておるところでございます。その間、デフレからの脱却がなかなか進まず、社会経済構造が変化する中で、少子・高齢化、人口減少社会に対応した施策を効果的に対応していくためには、フレキシブルな組織機構の見直しが必要であるとの認識は持っております。

そこで、議員からは、あるいは観光協会の要望でもございますけれども、商工観光課を設置してはどうかという御提言でございますけれども、この観光推進の施策につきましては、人口減少対策として交流人口の拡大を図る上でも有効であると考えております。また、国においてもインバウンド需要を見込んだ観光立国というような考え方も取り入れ、またこの地域におきましても、西美濃広域観光協議会というようなものを立ち上げ、広域的な観光というものに取り組んでおるところでございます。

こういったことを踏まえまして、産業課を中心に観光協会との連携を深めるとともに、産業課商工振興係を平成28年4月に商工観光係に改め、観光行政に取り組んでいるところでございます。一方で、限られた職員定数の中で、さまざまな行政課題をどう評価して、またどの分野に職員を重点配置するのかといったことも問題となってまいります。例えば県とか、市でありますと、組織が非常に大きく、また職員も非常に多いというようなことから、専門性を深めるための課の構成等が十分に進められるところがございますが、今言いましたように、町村におきましては、やはり職員数が限られているといったことから、どうしても広く薄くというようなのが職員の対応になってくる傾向にございます。

しかし、先ほど産業課の観光業界に対する対応が片手間的という御指摘がございましたけれども、これまでの観光協会の立ち上がりの経緯を見ましても、産業課の対応は決して片手間ではなく、しっかりとした観光行政を進めていくための対応はしっかりしているものというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

また、課を立ち上げるに当たっては、やはりそのときの情勢とか、社会状況とか、さまざまなものがございます。例えば現在で言いますと、こういった人口減少に対応していくための子育て支援、現在、健康福祉課には子育て支援係がございましてけれども、こういった子育て支援というものを学校教育の中の幼稚園等も含めた形の中での子育て支援として捉えていくことも必要かと、今後の大きな課題であるというような認識をしております。

したがって、観光商工だけを一つ捉えて、これだけをすぐ課にするというようなことではなくて、本年度から垂井町第6次総合計画がスタートし、また来年度には新庁舎への移行という一つの節目を迎えるところがございますが、こういったような時期でありますゆえに、しっかりとした今後の将来を見込んだ形の中での対応ということを考えていきたい。決して一つのことにとらわれるのではなくて、グローバルな観点から垂井町の行政、そしてこの行政を動かしていく組織というものをしっかりと考えていきたいと思っておりますので、そういった考えの

中での課の再編ということもこれからの課題であると認識しておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 産業課からは、後藤議員の1点目、垂井町の観光行政についてのうち、商工観光課の設置及び観光協会との連携についての中の観光協会との連携について及び相川こいのぼり一斉遊泳のこいのぼりの補填について、お答えさせていただきます。

観光協会は、当時の垂井町長が会長として、昭和30年8月に発足されました。主な事業といたしましては、土産品の製作、祭りやイベントのポスター、パンフレットの製作等で、担当職員が行っていましたが、平成23年4月に民間から会長を迎え、平成25年4月、駅前観光案内所を開設し、平成26年に組織改革を行い、民間主体の組織となりました。組織改革後は、協会役員の方を中心に事業を展開され、事業内容も大幅にふえ、本年度においては、関ヶ原町と連携したイベントも実施を予定されているとのことでございます。

補助金につきましては、年々、協会が実施する事業やイベントもふえていくことを考えますと、町といたしましては、観光協会で実施される事業内容を精査し、町の観光発展にとって有利な事業に対し補助をしていきたいと考えております。

観光基本計画においては、観光協会の役割として、観光振興に資する取り組みの推進や付加価値の高い情報発信等があり、また、町の役割として、観光事業にかかわる人材の育成や観光施設の整備を行うという位置づけとなっております。

このような役割分担を踏まえ、計画を推進していくのは、町と観光協会だけではなく、商工会や各種団体、町民の皆様と連携しながら垂井町の観光を盛り上げていくことが必要と考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、相川こいのぼり一斉遊泳のこいのぼりの補填についてをお答えさせていただきます。

相川こいのぼり一斉遊泳は、垂井町観光協会により実施されており、ことしで32回目を迎え、議員がおっしゃるように、垂井町といえばこいのぼりというイメージが定着し、名物になったと言えると思っております。こいのぼりの遊泳を実施している市町村は幾つかありますが、垂井町がどこにも負けないと観光協会が自負されているのは、350匹という数を流すだけでなく、3月から5月の約2カ月間という長期にわたって多くの方に楽しんでいただけるということです。さらに、約200本のソメイヨシノと伊吹山の残雪という絶景の中で眺めることができるというのも大きな見どころでありまして、町といたしましても、さらにPRしていきたいと思っておるところでございます。

しかしながら、その垂井の特徴でもある長期間流すということは、風雨にさらされる期間が長いと、飛ばされてしまったり、破れてしまったり、色があせてしまい、見づえが悪くなるなどのリスクが伴い、その数も年々減ってきているのが事実でございます。なお、観光協会に

において、新聞やラジオ、テレビなどでの情報発信や地元企業への寄附などのお願いなど積極的に行われたところ、そのかいもありまして、ことしは例年の倍以上の寄附があったと聞いているところでございます。

議員が言われます大きさの統一でございますが、家庭からの寄附で賄っておりますので、届けられるこいのぼりの大きさもさまざまでございます。アパートなどのベランダに飾るこいのぼりから、庭に上げる3メートルから6メートルの大きなこいのぼりなど、寄附される方皆さんからは、思い出のあるもので捨てられない、垂井町でまた泳がせてくださいと言われてます。そのようなことで、大きさにかかわらず、極力全て流すようにしていますので、統一できないのが現状でございます。少なく見えるのも、小さなものもあれば、大きなものもありますので、そう見えてしまうのかもしれない。

数といたしましては、今の350匹が適当と観光協会では考えておられるようでございます。こいのぼりの一斉遊泳をこれからも継続していくことを考えますと、これ以上数をふやすことは難しく、また、この数であるからこそ見ばえがする部分もあるため、今のところ現状維持がよいのではとのことでございます。

今後も、観光協会と連携しながら、こいのぼりの一斉遊泳を実施していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、2つ目の御質問、防災カメラ及び防犯カメラの設置についてお答えをさせていただきます。

初めに、防災カメラの設置についてお答えをさせていただきます。

昨年におきましては、台風5号や台風21号による豪雨被害が発生し、栗原地区に避難所を開設し、避難勧告などを発令いたしました。避難所の開設や避難勧告の発令に当たりましては、さまざまな情報を収集し、総合的に判断したところであります。情報収集の方法としましては、気象庁ホームページにおけます降水ナウキャストや土砂災害警戒判定メッシュ情報、洪水警報の危険分布、また岐阜県川の防災情報におけます水位状況図やライブカメラ、そして岐阜県土砂災害警戒情報ポータルにおけます土砂災害危険度情報など、インターネットを通じて情報収集を行いました。また状況に応じまして、過去からの災害危険箇所についての職員による現場確認などであります。

一方、県では、本年度から、県が管理する河川に危機管理型水位計を積極的に整備する方針を示しております。本町におきましても、過去からの災害危険箇所を考慮しまして、町内に3カ所の設置を要望しているところであり、設置されました場合には、その情報も判断材料として活用していきたいと考えております。

そこで、今までに町内で被害をこうむった場所に防災カメラを設置してはどうかという議員の御提案でございます。災害の発生に対し、迅速に対応するためには、リアルタイムな情報を

得ることが重要であると考えます。防災カメラの設置に当たりましては、夜間の対応など解決すべき課題があるとは思いますが、他の情報収集手段とあわせて、今後総合的に検討してまいりたいと考えますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

次に、被害を最小限に食いとめる減災対策の具体的な提示について、お答えさせていただきます。

減災とは、災害による被害をできるだけ小さくする取り組みであります。誰にでも起こり得る災害による被害を少しでも軽減するため、各個人や地域コミュニティにおいて常日ごろから行うもので、みずからの生命や財産、地域の暮らしを守るための取り組み、いわゆる自助・共助に関するものであります。

具体的には、ハザードマップや避難所マップなどによる災害時における被害情報の確認、自宅の耐震化、家具の固定など部屋の総点検、防災グッズの準備や必要最小限の食料の備蓄など、自助としての日ごろの準備、また、自主防災組織による活動など共助としての地域のつながりを指しております。また、危険箇所に関する情報提供も減災につながる取り組みであると考えております。御理解のほどよろしく願い申し上げます。

続きまして、防犯カメラの設置についてのうち、1つ目の防犯カメラの設置補助事業の実施についてお答えをさせていただきます。

防犯カメラの効果につきましては、犯罪の抑止と検挙支援の2つが考えられます。議員が申されますように、検挙支援につきましては、防犯カメラの映像がさまざまな事件で検挙の決め手になったとの報道がなされております。特に、議員が2点目で申されますように、公共用の施設の防犯対策としての防犯カメラの設置につきましては、施設利用者の方の理解も得やすく、必要なことと思われれます。しかしながら、民間団体が設置する場合には、個人情報保護を含む管理体制や、私的生活空間に設置することへの住民の抵抗感など、解決すべき問題が多々あるように思われれます。

議員から御提示をいただきました西宮市の防犯カメラ設置補助事業について見てみますと、補助対象団体を絞り込みます一方、兵庫県の防犯カメラ設置補助事業の補助要件を満たし、それに応募していることを条件としております。そして、この兵庫県の募集要項を見てみますと、応募に必要な書類といたしまして、地域合意書や維持管理誓約書、危険箇所について検討がされた結果を示す図面、防犯カメラ等運用規程など、さまざまな書類の添付が求められており、その採択に当たりましては、また別に設けられました防犯カメラ選定委員会が審査を行うなど、補助金の交付決定を受けるためには、かなりハードルの高い制度となっております。

防犯カメラの有用性は十分に理解できる場所ではありますが、整理すべき課題が多い中、その設置につきましては、地域住民の幅広い合意と厳格な運用が求められるものでありますので、町といたしましては、補助制度を設けることについては慎重を期さざるを得ないと考えております。今後、防犯カメラの有用性を踏まえつつ、個人情報に配慮した適正な運用のあり方につきましては研究してまいりますので、御理解賜りますようよろしく願いを申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 私からは、後藤議員からお尋ねのあった防犯カメラの設置についての中で、新庁舎建設における周囲及び庁舎内の防犯カメラの設置について答弁をさせていただきます。

新庁舎における防犯カメラの設置につきましては、庁舎内での施設管理や、防犯・安全対策等を図る観点から、セキュリティシステムの機能として、防犯・監視カメラを庁舎棟内に8台、ホール棟内に1台の計9台を設置する計画で進めているところでございます。新庁舎周辺、外部への防犯カメラの設置については、現時点では計画には入っておりません。

しかし、議員御提案にもございましたとおり、防犯カメラは、犯罪の抑止効果が大きく期待されるとともに、捜査への活用も期待できることから、新庁舎外部での設置に関しまして早急に検討を進めてまいります。また、あわせてその画像・映像の公開に関する運用方法についても定めてまいりたいと考えております。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） ただいまは、各質問ともに非常に丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。

中で二、三、私の質問の趣旨と合っているかどうか、確認も含めて再質問をさせていただきたいと思います。

まず、補助金と、それから観光協会の件ですが、私の質問の中に、補助金はこれぐらいでいいのかとは直接は書いていなかったですけども、1,000万円という補助金が適当なのかどうか。それに対して800幾ら、僕は一つ一つ全て報告したんですけども、将来的に、一番最初に徳島市の例を出したのは、そうやって補助金で、本当に観光協会は補助金という見方をしていると、全部渡しゃあいいやないかと、いみじくも民間どうのこうのという発言がありました。そういうふうになって、どんどん野放しになっていく。確かに垂井町の職員の人数に制限があると思いますけれども、そこらあたりをうまく見ていかないといけないと私は思う。だから、去年1,000万円もらったら、ことしも1,000万円と。そうすると、観光協会としては810万円の事業しかできない。それでいいんですかと言うているんです。やっぱり基本計画にあるように、連携して、もっと多く事業をしていくのではないのですかと質問しているわけなので、その点、町長、今後観光協会どれぐらい、本当に1番目として、1番目に少子・高齢化で人を入れたいとするならば、もっと力を入れないとあかんと思うんですけども、そこらあたり、補助金も含めて再答弁をお願いいたしたいと思うんですけど。

それから、こいのぼりの件もあるんですが、これは後の人に任せるとして、防災カメラですね。リアルタイムに測定するのはよいと言われたんですが、これがみなべ町の町内の防災シス

テムですが、ここにマークが7つぐらい入っておるんですけども、これを私がパソコンでばっと見たら、ここの防災のダムの状況とか、河川の状況とかがわかるシステムなんですよ。そうすると、こういうのができると、町内全員がいろんな防災についての協力ができるし、全員が監視していることになると思うんですよ。だから、先ほど検討しますと答えていただいたんですが、検討というのは結果が出ないと、この前テレビで言うていましたので、委員会で、少なくとも課長会議にはちょっとかけて議論してみますとか、そういう答弁をお願いしたいと思いますが、この防災システムについて、もう一度御答弁お願いいたします。

それから、もう一点は防犯カメラ、一番大切な防犯カメラ、やっぱり新庁舎の周りにはない。皆さん心配ですよ、絶対に。あれだけ国道が走っていて、まだ検討に入っていないという、まだできるまでには時間があると思いますけれども、やはり考えていないわけですので、今後、運用規定も含めて、これも早急に検討ということなんです、もう少し具体的に課長会議等、委員会を別につくるとか、本当にこれは人命に係ることなので、再度質問いたします。どうかいい答弁をよろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員から3点ほど御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目の観光協会の補助金に対する妥当性といいますか、今後の事業展開ということかというふうに思いますけれども、基本的に平成23年以前まで、私が、町長が観光協会の会長をやっていたころについては、やはりある部分、大きな事業展開ではなくて、一つのグッズを扱っていますよという程度のものでございましたけれども、平成26年以降、組織改編等を踏まえて、現在観光協会では、積極的にそういった販売とかのことにも力を入れておられるところでございます。

したがって、現在その1,000万円という補助の中では、2年ほど前に観光案内所開設に伴いまして、スタッフを常駐するための人件費等も含まれておるところでございます。したがって、事業費としては従前どおり800万円の規模なんですけれども、その800万円の内訳もやはりどんどん内容は変わってきているものと理解しております。

したがって、今後どれだけ補助をするかというよりも、やはり事業に見合った形のベースの補助ということになってくるのではないかなというふうに思っております。当然ここには観光協会としてのグッズの販売でありますとか、いろんな収益ということ、また会員も一生懸命ふやしておられますので、そのことによって仲間をふやすといいますか、当然会費としての収益も上がってまいりますし、観光に対する思いを広げていく重要な活動であると思います。この活動を、私どもとしましては、観光協会しっかり頑張ってもらいたいと思いますし、この支援もしっかりしていかなければいけないと思います。その一部分が補助金として生かされるのであれば、この内容をしっかりと精査する中で、しっかりとお支払いをしていきたい。

したがいまして、どの額が妥当かということは、今ここでは申すことはできませんけれども、今後、やはりただ単に補助金を出すだけではなくて、観光協会自身の収益性の事業を上げていくことにもしっかりと支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、防災カメラでございませうけれども、先ほど説明しましたように、今年度、県のほうから危機管理型の割と低廉なものが補助としてつくような形になりました。今現在3河川に申請をしておりますが、これとはほかに、現在県の防災の関係で、御幸橋、地藏橋、それから泥川新橋にカメラがついておるところでございませう。また、十六大野にあります逆流防止樋門、水門にもカメラが、これは内・外に両方ついておりますけれども、そういったものがついております。そして、この情報といひますのは、県のホームページからどなたもごらんになることができます。各河川水位によって、この情報を見ることができます。先ほど、我々が避難判断といひますか、避難勧告を出したりする場合の情報をインターネットからとっておるといひましたけれども、行政だけが特別にとれるものもございませうけれども、住民の方、一般の方々も、今現在、地藏橋で水位がどれだけになったんだと、10分ごとにこの水位が出てまいりますので、そういったことは十分に認識できるものというふうに思ひます。

また、減災の考え方の一つとしまして、何年か前になりますけれども、垂井町で4カ所において独自の雨量計測をしております。こういったことも、パソコンなんかでは職員は管理できますので、例えば、この中では30分に何ミリ降ったら警報が出るような数字になっておるとか、そういうような形もございませうので、こういったことも一つの減災といひるか、情報の管理の中につながっていくものというふうに思ひております。町独自では、さっきの防災カメラ、河川のカメラといひるのは持っておりませうけれども、住民の方々もこれは広く見ることができますので、そういった部分での対応といひるのはこれからはしっかりとていきたいと思ひておるところでございませう。

また、庁舎外の防犯カメラですけれども、昨日、新幹線の中での非常にあつた凶悪犯罪が起こるといひような状況の中で、本当に怖い世の中になっております。そういった部分で、防犯カメラの持つ犯罪の抑止といひう部分でも役に立つと思ひますし、また犯罪の解決にもつながっていくといひうことで、今、庁舎外についての設置は今のところまだ計画しておりませうでしたが、今後、前向きに検討させていただきたいといひうふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたしませう。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（角田 寛君） 再開します。

引き続き一般質問を行います。

7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大きく2点にわたって質問を始めさせていただきます。

まず、女性視点の防災対策について伺います。

東日本大震災や熊本地震を教訓に、きめ細やかな避難所運営など、女性の視点を反映した防災対策づくりが各地で広がっています。まず、避難所対応のノウハウを盛り込む女性視点の防災ブックについて伺います。

いつ発生するかわからない災害に備え、これまでの防災パンフレットは、どちらかというと男性目線での内容が多く、十分なものとは言えませんでした。ハード整備だけでなく、防災対策に女性の視点をより反映させるため、地域や企業などの防災活動の中核となる女性防災リーダーの育成が不可欠であり、防災分野でも女性が活躍することが必要であると考えます。また、被災者の目線に合わせた備えを行うことは極めて重要であり、そのためには、避難所での授乳や着がえの問題など、細やかな配慮の必要性に気づくことのできる、女性ならではの視点を生かしながら、よりきめ細かな防災対策を進めていかなければなりません。

東日本大震災の女性のための支援に当たられた方の声に、女性特有の健康問題に対する情報提供の少なさや清潔維持の困難、ニーズに合わせた物資の不足などの課題があったということでした。避難持ち出し品としてのバッグに入れられるものにも、ライフサイクルによって必要なものが変わることなど、気づかないことが多くあると思います。

私は、今こそ女性の防災への参画を促すとともに、町民の一層きめ細やかな災害への備えを推進する女性視点の防災ブックの作成が重要であると考えます。この女性視点の防災ブックは、男性の方にも見てもらい、女性の支援を行うときに理解を深めていただけるものになります。

そこで、垂井町が作成しています防災パンフレットを、日ごろから災害の備えに取り組めるよう見直すとともに、女性ならではのきめ細やかな目線で防災のノウハウをまとめる女性視点の防災ブックを作成すべきではないかと考えますが、町長の御所見をお伺います。

2点目といたしまして、岐阜県においては、平成30年度予算編成事業の中に、女性目線によるきめ細やかな避難所環境整備の促進として、熊本地震において、避難所運営に女性目線のきめ細やかな配慮が必要であるとの考えから、多くの女性職員を派遣したところ、洋式トイレや更衣室、授乳室、おむつがえスペースの設置など、妊産婦や高齢者、障がい者、子供などの要配慮者対策の必要性が明らかになった課題を踏まえ、平成29年3月に避難所運営ガイドラインを改訂し、市町村に対しガイドラインに沿った避難所運営マニュアルの整備を促しています。要配慮者の避難生活の環境改善に向けた資機材等の整備を支援し、要配慮者対策の充実を図るとしています。

そこで、垂井町において災害時に活躍する女性防災リーダーの育成のための研修会などの実施をされているのか、また、災害時における要配慮者の避難所生活改善の取り組み状況と、避難生活に必要な資機材等の整備も不可欠であると考えますが、町長の御所見をお伺いいた

します。

続きまして、安全運転の意識向上についてお尋ねをいたします。

まず、ドライブレコーダーの設置についてお伺いいたします。

近年、安全運転への意識啓発と事故発生時の迅速な処理を行うため、公用車にドライブレコーダーを設置する例が多く見られるようになりました。民間においては、タクシー業界やバス・トラック業界など、運送事業者などで既に設置が進んでおり、個人需要についても次第に高まりつつあるという状況であります。このドライブレコーダー設置による効用については、単に事故やトラブルの際の当事者責任の明確化だけでなく、安全意識の向上、ヒヤリ・ハット事例の収集により、交通安全教育への活用を図ることや、さらには動く防犯カメラ的な役割を果たすことが指摘されております。

神奈川県大和市などでは、公用車に青色回転灯を設置しパトロールするなど、地域の安全向上に役立っている事例が挙げられております。近隣市町の事例といたしまして、岐南町では、ドライブレコーダー搭載の公用車に「ドライブレコーダー録画中」と表示し走行、犯罪抑止を図る一翼を担っています。費用も、近年では1台当たり1万円を切る金額で入手できるため、設置が進めやすくなっております。

そこで、このドライブレコーダー設置の有効性について垂井町の認識をお伺いいたします。公用車へのドライブレコーダー設置により、垂井町の安心・安全のまちづくりが一層進むと考えられますが、設置を検討すべきではないかと考えます。町長の御所見をお伺いいたします。

2点目といたしまして、生活道路の速度制限についてお伺いいたします。

歩行者の安全を守るため、通学路などの生活道路で、区域を定めて車の最高速度を時速30キロ制限する「ゾーン30」が効果を発揮しています。警察庁の調査では、区域内の交通事故が整備前に比べて2割減少したとの報告が上げられております。ゾーン30は、2006年9月に、埼玉県川口市の生活道路で車が保育園児らの列に突っ込み、21人が死傷した事故をきっかけに導入されました。警察庁は、2011年から国土交通省と連携して、ゾーン30の整備を開始、2017年3月末時点で3,105カ所に上っています。通行速度を抑制したことで、重大事故も減り、死亡重傷事故は373件から273件となり、26.8%減少いたしました。同庁は、引き続き全国でゾーン30の新たな整備を推進する方針を掲げています。

岐阜県内でも、2016年度時点で47カ所の整備が推進されました。垂井町としても、歩行者の安全を守るため、減速マーク設置やカラー舗装設置など安全確保に向けた取り組みを行っていただいております。さらに速度制限を設けることで、さらなる町民の命を守る対策として、ゾーン30の整備導入は大いに効果が期待されると考えます。また、これまでも多くの同僚議員が提案をされているところでもあり、早急な整備導入を検討されるべきだと考えますが、御所見をお伺いいたします。

以上、2点にわたる質問とさせていただきます。前向きな答弁を期待して、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、1つ目の御質問、女性視点の防災対策についてお答えをさせていただきます。

初めに、女性視点の防災ブックについてのお答えをさせていただきます。

防災対策におきましては、議員御指摘のとおり、東日本大震災や熊本地震を教訓に、特に避難所運営や備蓄品などにつきまして、女性の特性や実情に合わせた対応が求められているところでもあります。

本年3月、女性の防災への参画を促し、災害時における女性に対するきめ細かな備えを促進するため、まさに「女性視点の防災ブック」編集・検討委員会の協力を得て、東京都が「東京くらし防災」という冊子を作成しております。内容は、日常生活の中でできる防災対策や発災時の基礎知識、そして被災後の暮らし方から成っております。特に、避難所での暮らし方や体調管理、子育てなど女性の視点から被災生活のさまざまな課題への対処法が掲載されており、都市部だけでなく、垂井町においても活用できる内容となっております。

議員御提案の女性視点の防災ブックの作成につきましては、改めて町独自で作成することは大変困難であると考えておりますが、今後、防災に関する啓発活動を行う際には、この「東京くらし防災」という冊子を参考にさせていただくとともに、多くの方に活用していただければと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、女性防災リーダー育成、研修会の実施はについてでございます。

町におきましては、毎年、自主防災組織のリーダーの育成と防災意識の高揚を図ることを目的に、自主防災組織リーダー研修会を実施しており、本年も6月30日土曜日に実施する予定をしております。この研修会は、自主防災組織のリーダーまたは自治会長さんを対象として実施しておりまして、特に性別を意識して実施しておるわけではありませんが、リーダーや自治会長さんには男性がなれることが多いことから、ひっきょう、男性の方が大半となっております。そのため、女性の防災リーダーの育成に限った研修会は実施していないのが現状であります。女性特有のワーク・ライフ・バランスの問題もあり、難しい面もあるかとは思いますが、男女共同参画社会の推進、また女性目線の防災対策を進める上で、女性防災リーダーの育成につきましては今後の検討課題と認識しておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、要配慮者の避難所生活改善の取り組み状況と避難所生活に必要な資機材等の整備はについてお答えをさせていただきます。

災害時におけます避難所の設置・運営につきましては、原則、町の管理・責任のもと行うものでありますが、大規模な地震の発生などにより町全域が甚大な被害を受けたときは、町職員自身も被災者となり、町として即応できないことが考えられます。また、避難生活が長期化する場合、避難者の多様なニーズとその時間的経過に伴う変化に対しまして、より細かく対応す

るためには、地域コミュニティによる課題解決が有効な手段となると思います。そして、避難所運営は地域住民が中心となることが望まれております。

議員が申されましたように、県では、地域住民を主体とした避難所運営の確立や要配慮者対策の具体的な実施方法を追加することを目的としまして、岐阜県避難所運営ガイドラインを平成29年3月に改訂いたしました。本町では、このガイドラインの改訂を受けまして、新たな避難所運営マニュアルを策定したところであります。現在、このマニュアルを各地区に周知し、御意見をいただきながら、地域住民が主体となる避難所運営の体制づくりを進めているところであります。

また、避難所生活に必要な備蓄品につきましては、要配慮者に対しまして、粉ミルクや使い捨て哺乳瓶、乳児用紙おむつ、大人用紙おむつなどを備蓄しており、また、避難所におけるプライバシー確保の観点から、避難所用間仕切りも備蓄しております。ただし、特に備蓄品につきましては、大規模な災害が発生した場合、全ての被災者に対応できるだけの量を備蓄できているとは考えておりません。そのため、現在26団体と災害に関する協定を締結しまして、生活に必要な物資の供給など、支援を受ける態勢を整えております。また、発災直後の物資の不足に備え、食料や日用品の日常備蓄につきまして、今後とも周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 中村議員の2番目の御質問、安全運転の意識向上についての中で、公用車にドライブレコーダーを設置することに関するお尋ねがございましたので、答弁をさせていただきます。

まず、ドライブレコーダーの設置の有効性についての認識でございますが、ドライブレコーダーに記録された映像やデータは、事故発生時における事故原因の究明や責任の明確化に活用することができることから、事故処理を迅速・円滑に行うことができるとともに、運転者の安全運転意識やマナーの向上、交通安全教育への活用を図ることが期待できます。また、防犯カメラ的な役割を果たすことで、犯罪捜査への協力や犯罪抑止力の強化を図る効果があると認識しているところでございます。

次に、公用車へのドライブレコーダーの設置についてでございますが、公用車では、現在、巡回バスの4台にドライブレコーダーを設置しているところでございます。設置してから2年ほど経過しましたが、その映像やデータを有効に活用した実績はございません。しかし、巡回バスは朝から夕方まで町内全体を巡回していることから、事故発生時の活用以外にも防犯的な活用の期待が非常に高いと考えています。

今後、他の公用車への設置につきましては、使用頻度の高い公用車への設置を優先するのかや、新車購入時の設置を優先するのか、または全ての公用車に設置するのかといったことなど

について、有効性を十分に検証しながら前向きに検討を進めてまいります。

あわせて、庁舎に設置する防犯カメラと同様に、画像・映像の取り扱いに関する運用方法も定めてまいります。

以上、中村議員からの安全運転の意識向上についての中身の、公用車にドライブレコーダーを設置することに関する御質問の答弁とさせていただきます。御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 中村議員の大きな2番目の安全運転の意識向上についての2点目のゾーン30の整備・導入について、答弁をさせていただきます。

ゾーン30は、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的といたしまして、区域を定めて最高速度30キロの速度規制を実施するものとしております。その他、交通安全対策を必要に応じて組み合わせ、区域内における速度抑制や、区域内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策でございます。

ゾーン30を整備する区域の決定に当たっては、交通量や交通事故の発生状況等をもとに、警察が道路管理者や地域住民との協議、調整をして決定する場合や、地域からの要望を踏まえて、警察が整備の必要性を検討して決定する場合がございます。

ゾーンの指定には、歩行者等の通行が最優先され、通過交通が可能な限り抑制されるという基本的なコンセプトに対する地域住民の同意が得られることが前提でございます。また、最高速度30キロの区域規制の実施のほか、路側帯の設置、車道幅員の狭小化、中央線抹消、ハンプ等の物理的設備の設置等による速度抑制や通行禁止等の交通規制の実施による通過交通の抑制・排除が行われ、住民生活に大きな影響を与えることが予想されます。そのため、ゾーン30の設定に当たっては、道路管理者といたしまして、通学路や地域への影響を慎重に検討しながら、警察に協力して行ってまいりたいと考えております。

今後、通学路安全対策につきましては、カラー舗装の設置、クロスマークの設置による交差点の明確化、歩行者等の通行に十分な幅員を確保できるような路側帯の設置、拡幅等の措置を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告によりまして一般質問をいたします。

私は、人口減加速に対応するための施策、また前任者と一部重複する場合もございますが、高齢者ドライバーの重大事故増加に対応をということで、この2点をお願いしたいと思っております。

垂井町は、6次総合計画による将来像、人口目標を2027年2万6,000人の人口を維持するということを目指しております。垂井町は、私は昔から山紫水明の地であり、山林は60%近く、またおいしい空気、またおいしい水の発祥の地でもあると、このように思っております。また、交通網から見た垂井町の位置といたしましては、やはり中央に東海道本線、また国道21号線、中央には昔の五街道の中山道、また付近には今度高速道路、インターチェンジが4カ所、関ヶ原インターチェンジ、大垣西インターチェンジ、大垣インターチェンジ、また6月24日から養老スマートインターチェンジ等々、4カ所実在することになるわけでございます。これらをとりますと、他町にひけをとらない町であると、このように思っております。また、有力企業も実在しており、過去、垂井町工業出荷額等々を見ますと、県下でもトップクラスでございましたが、現在はどうか。また町長も、やはり来期町長を目指されると思います。しっかり腰を据えて前を向いて進んでいただきたいと思います。

子供は、次代を担うかけがいのない存在であります。先日、6月2日でございましたが、出生2年連続100万人割れということで、2017年には94万6,060人、人口減加速として新聞に載っております。また2017年、全国に生まれた赤ちゃんの数は、統計開始以来最も少ない、対前年比3万918人減となっており、都道府県別合計特殊出生率を見ましても、全国平均1.43人で、一番高いのは沖縄県の1.94人、少ないのは東京都の1.21人、岐阜県を見ますと1.51人となっております。当町はと思いますと、県下では本当に低いほうに入っている状況でございます。これを見ても、今後県平均に持っていく努力が必要ではないかと、このように思っております。

また、ほかのほうから先日発表になった県下の選挙人名簿の登録者数でございますが、前回に比べますと、不破郡では51人少なくなっておる。また、お隣の安八郡では逆に5人がふえておると、このようになっております。この人口状況等々を見ましても、この垂井町はいかにも人口減が厳しくなっている状況ではないでしょうか。垂井町において、子育て世代の集う町として、少しでも早くこれらの事業を進めていただきたいと思います、このように思っております。これらの事業におきましては、やはり町単独事業として、ミニ区画整理事業、面積的には5ヘクタール以下の区画整理となろうと思いますが、居住空間の向上とか、また前にも言った覚えがございますが、出産祝い金の創設、また住宅家賃補助等々、これら数にしますといろいろあるわけでございますが、ぜひともこれら多くの事業を取り入れて、少しでも多く生活環境の向上を図るべく、逆にこれらの事業を行うにつきましては、事業費を集中投下していただき、前を向いて進んでいただきたいと思います、このように思っております。

また、2番でございますが、先日、神奈川県の上田市におきまして、90歳の女性が運転する乗用車に4人がはねられ、死傷するという高齢ドライバーによる重大交通事故が発生し、社会問題になっております。また、近くの大垣署、揖斐署管内におきましても、死亡事故が相次いで発生している状況でございます。死亡事故はいつ発生するかわかりません。一人一人が安全運転に心がけたいものだと思っております。

現在、垂井町におきましては、運転免許証の自主返納者に対しまして、町内巡回バスの4路

線、1年間の無料パスを発行されております。私は、1年では短く、この巡回バスの運行状況を見たとき、もっと無料パスの期間を長くし、10年あるいは永久にさせていただき、高齢者の免許証の自主返納を呼びかけていただくとともに、高齢者による事故防止に役立つと思いますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員からは大きく2点御質問いただきましたけれども、私のほうからは、1点目の人口減加速に対応するための施策についての分についてお答えさせていただきたいというふうに思います。

我が垂井町は、議員が申されましたように、JR東海道本線の駅を有し、古くから東西の交通の要衝として、その地理的優位性を有してまいりました。また、豊富な水資源あるいは豊かな自然に恵まれた町でもあります。このような垂井町の特性を武器に、昭和30年代以降に積極的な工場誘致によりまして、本町の人口は約2万人からピーク時には約2万9,000人近くまで増加しております。また、工業出荷額の県内順位を見てみますと、平成の大合併により県内市町村数が半減したにもかかわらず、県内で11位前後と合併前の順位を維持しておるところでございます。工業出荷額は、平成19年以降、景気変動による増減はありますが、年間約120億円をキープしていただいております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、現在、子供の出生数は減り続けており、2017年の合計特殊出生率は全国平均で1.43となりましたが、垂井町における合計特殊出生率は1.26となり、依然厳しい状態が続いております。

議員の御質問の資料に岡山県奈義町の資料をいただきましたけれども、この岡山県奈義町は、2014年、岡山県の算出によります合計特殊出生率が2.81と非常に高い水準となっておりますのでございます。ここの町におきましては、出産祝い金や幼稚園入園前までの子供を在宅で育児する保護者に月1万円を支給する在宅育児支援手当、また高校生の就学支援として年9万円を支給する高等学校就学支援金など、地域の実情に合った複数の支援策を実施して、切れ目のない展開をしておることが、一つの出生率の向上にもつながっておるところがあるのかというふうにも思います。

しかし、福祉の施策におきまして財源を投入する場合には、短期集中で済むものではございません。長期にわたって初めてその効果が出る、継続性が必要であります。これに投入する財源というのは、後々まで大きく影響するものであります。こういったことを考えますときに、身の丈に合わないやみくもな補助というものは、いずれ行き詰まるということが見えるのではないかというふうに思っております。したがって、その地域の実情に合った形の中で最善の補助というものを考えていく必要があるというふうに思っております。

このような状況を踏まえまして、垂井町第6次総合計画では、人口減少問題を最重要課題と捉えて、人口減少の急激な進行をいかに抑制するかに取り組む人口減少抑制戦略、それから人

口減少に適応する、持続可能な社会をいかに構築するかに取り組む人口減少適応戦略をテーマ別戦略の冒頭に位置づけ、このテーマを横断した戦略を提示しているところがございます。この総合計画の進捗管理を確実に行うとともに、人口減少に対応するための施策を検討し、計画を着実に実行、実現してまいりたいと考えております。

少子・高齢、人口減少社会は、全国的に間違いなく進みますし、これは避けることができません。これに確実に対応するため、第6次総合計画におけるテーマ別戦略に基づく組織別行動計画をしっかりと推進し、持続可能で活力あるまちづくりに取り組み、人と町がともに輝く、そして誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、2つ目の御質問、高齢ドライバーの重大事故増加に対応をについて、お答えをさせていただきます。

運転免許証の自主返納を支援する事業につきましては、平成29年7月から実施しております。運転免許証を公安委員会に自主的に返納した方のうち、所要の届け出を行っていただきますと、巡回バスの定期券1年分を交付しております。この定期券の交付を受けられた方は、これまでに42人あり、今年度に入ってから10人の方が交付を受けられております。

そこで、定期券の期間が1年では短いのではないかという議員からの御指摘であります。運転免許証の自主返納を支援する施策について、県内各市町村の状況を見てみますと、自治体それぞれの交通状況の違いにより形態はさまざまではありますが、おおむね5,000円相当のバスなど公共交通機関の利用券を交付している市町村が多く、本町の巡回バスの定期券1年分、金額にしますと2万円相当となりますが、これは決して少なくない金額であると考えております。

また、本町の巡回バスは、自家用有償旅客運送制度により運送しているものであり、他の利用者との均衡、また他の公共交通との競合性の観点から、現行以上の支援は難しいと考えております。交通事故による死者数は減少傾向が続く一方、高齢者による重大事故は後を絶ちません。高齢運転者の事故対策が喫緊の課題となる中、本事業は、高齢等の理由による運転技術の低下が招く交通事故の発生を抑止するため、効果のある施策であると考えております。

今後、高齢者の交通利便性の確保という観点から、支援の内容を具体的に検討し、本事業の充実に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

大きく2点ございまして、まず第1点は、新時代を迎える記念催し事などの実施についてでございます。それから、大きなもう一点は、地域集会所（転作研修所等）の管理についてでございます。

来年は、日本国においては、今上天皇が御自身の意により天皇を退任され、皇太子が新しく天皇に即位されます。これに伴い、元号も「平成」が改元されて新元号となります。我が垂井町においても、去る5月議会において新庁舎建設工事請負契約に同意いたし、来年の新元号の記念すべき年に新しい垂井町庁舎が完成する運びであります。

ここで、ちょっと時間をとりますが、垂井町がこれまでに歩んできました足取りを節目ごとに振り返ってみます。

明治22年（1889年）、町村制施行に伴い、垂井町が誕生しました。

そして、昭和29年（1954年）に近隣の宮代村、表佐村、府中村、岩手村、そして荒崎村の一部綾戸地区、合原村の一部栗原地区が合併し、新垂井町が発足しました。

垂井町が発足した翌年の昭和30年に、役場が旧不破郡役所に移転されました。

昭和33年には、工場誘致条例が制定され、次々と工場が立地しました。

昭和34年は合併5周年に当たります。

昭和37年には、「交通安全の町」を宣言され、また垂井町の町章が制定されました。

昭和39年は、合併して10周年を迎えました。

昭和41年には役場新庁舎が落成され、現在の庁舎の位置になっておりまして、51年が経過したこの姿でございます。

昭和44年には合併15周年を迎えています。

昭和47年に、垂井町第1次総合計画を策定し、町の将来像を「豊かな田園工業都市」とされました。この将来像は、昭和57年の第2次総合計画でも採用されています。

昭和49年には合併20周年となり、町の木、ケヤキが制定されました。

昭和52年には、垂井町民憲章が制定をされております。

昭和55年は合併25周年を迎え、町の花、ツバキが制定され、また「スポーツの町」を宣言されました。

昭和56年には産業祭が開催されております。

昭和59年には合併30周年を迎えました。

昭和64年1月7日に昭和天皇が崩御され、元号が「昭和」から「平成」に改元されました。昭和64年、つまり平成元年は合併35周年に当たります。この平成元年に、第1回ふれあい垂井ピア89が開催されました。

平成3年は、カナダ・カルガリー市へ中学生派遣が開始されました。平成3年といいますが、平成3年度に当たります。平成8年には、カナダのカトリック教育委員会と友好調印をされました。

平成6年には合併40周年を迎え、軍師サミット in 垂井が開催されました。

平成11年は合併45周年を迎え、カナダ・カルガリー市、カトリック教育委員会の一行が来町されました。

平成16年は合併50周年を迎えました。国道21号関ヶ原バイパスが開通しました。

平成21年は合併55周年、平成26年は合併60周年を迎えたのであります。

以上、かいつまんで拾い上げましたが、この間、長年にわたる行政運営では、垂井町にとって7人の歴代町長による積極的なまちづくり施策が展開され、今日の垂井町が形成されたのでございます。

次に、「昭和」から「平成」に改元された平成元年について、もう少し詳しくお話を申し上げます。

平成元年は、町村制が施行されて100年目に当たります。また、垂井町が合併して35周年目の記念すべき年でありました。この記念すべき年に、「ふれあいと交流」をテーマとした、ふれあい垂井ピア89のイベントが町民総参加のもと大々的に実施されたのであります。このオープニングには、岐阜県知事、西濃運輸田口福寿会の会長、町長、議長の手によって、タイムカプセルが朝倉運動公園芝生広場ステージの後方高台に埋設されております。このカプセルは、50年後の平成50年に開封すると記述されております。また、あわせて、町内企業1社からでございますが、寄贈によりまして、富山県高岡市でつくられたモニュメント「野風童」が建立されました。このモニュメントは、平成5年に神田土地区画整理事業が完成した記念にコスモスパークに移設されております。

以上、いろいろとお話し申し上げましたが、長い歴史の中で、節目となる年には記憶に残る、記念となる施策や事業が実施されております。

そこでお尋ねをいたします。5点ございます。

まず1点目、新天皇の即位に伴う即位礼正殿の儀が2019年10月22日に予定されております。行政にとって、神仏のまつりごとは好ましくないと思っておりますが、新元号のスタート元年としての記念すべき事業、イベントの実施についてどのようなお考えか、お聞かせをいただきたいと存じます。

2つ目、新庁舎建設工事の完成期限が来年の5月31日となっておりますが、その後、電算関係とか、防災無線等の工事や備品・書類等の引っ越し等々を考慮すると、新庁舎の供用開始はいつごろになるのか、お尋ねをいたします。

3つ目、来年は町村制が施行されて130年目に当たります。元号も新しく改元されます。また、垂井町が合併して65周年目に当たる記念の年となります。当町にとっても歴史的な新庁舎が完成いたします。これら記念すべき年にあつて、新庁舎の完成、供用開始のオープニングセレモニーについて私は実施すべきと思っておりますが、お考えをお聞かせください。もし、実施とのお考えであれば、どのようなセレモニーが想定されますのか、お尋ねをいたします。

4つ目、表彰ということは余り好ましくはないのですが、昭和41年10月に垂井町名誉町民条例が制定されております。これまでに垂井町の伸展のため、多大な貢献をされた方6名が名誉町民として顕彰いたしております。また、平成25年3月に、当町の名を高め、町民から広く敬愛されるものや人などに対し、垂井町民栄誉賞条例が制定されており、垂井町出身の直木賞作家 朝井リョウ氏に対し授与されております。記念すべき次年度では、これらの賞にふさわし

い人材を選考されるお考えはございませんでしょうか、お尋ねをいたします。

1点目の最後で5点目です。

先ほど、前段での昭和39年の合併10周年について少し触れてみますと、合併を記念して「垂井音頭」と「垂井行進曲」がつくられ、キングレコードからレコード盤が発売されました。2曲ともですが、作詞は高橋掬太郎氏、作曲は江口夜詩氏、編曲は江口浩司氏であります。また、歌は、垂井音頭が春日八郎さん、小宮恵子さんでした。垂井行進曲は金田星雄さんです。垂井音頭は、機会あるごとに保育園・幼稚園、小・中学校の行事等で、また地区盆踊りなどでも披露されております。残念なことに、垂井音頭振興会の会員さんが10名足らずと聞き、とてもこの先心配をいたします。また、垂井行進曲は余り知られていないと思います。少し詞を直す必要がありますが、いずれにしても、垂井町にとってはとても深い意味のある大事な歌であり、踊りと考えます。てこ入れし、盛り上げていく企画が必要だと思っておりますが、いかがですか。御見解をお聞かせください。

あわせて、竹中半兵衛に係る「半兵衛音頭」についても、現状や今後の方向性についてお聞かせをいただきます。

次に、大きな第2点目でございます。

地域集会所（転作研修所等）の管理についてお尋ねをいたします。

平成25年11月、国土交通省がインフラ長寿命化基本計画を策定し、インフラの戦略的な維持管理、更新を推進するための方針を示し、インフラ管理者にこの基本計画、行動計画を策定するよう求めてきました。これを受け、総務省は、翌年の平成26年4月に各地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設総合管理計画を策定すべく要請してまいりました。

これを受け、本町では、平成29年3月に垂井町公共施設等総合管理計画を策定し、本町が所有する全ての公共施設及びインフラを管理していく上での基本方針が示され、この中身としては、公共施設等の現況、課題としては整備費用の確保、老朽化対策等、また方針としては長寿命化と安全確保、維持管理や運営の効率化等が示されました。

なお、本町においては、昨年12月の定例会にて、垂井町コミュニティ・センター、垂井町コミュニティ・防災センター、垂井町転作研修所等、垂井町林業センター、それぞれの設置及び管理に関する条例の一部改正が提案をされ、可決したところでございます。一部改正の内容は、それぞれ各施設を、地方自治法第244条の2第3項に規定されているところの指定管理者による管理が可能となるべき改正を行ったものであります。これら施設は、垂井町公共施設等総合管理計画の中の分類では、町民文化系施設の集会施設に位置づけられております。

これらは、昭和56年ごろから設置された施設で、国の農政事業や林政事業の補助事業として、また平成に入ってから、日本宝くじ協会の助成事業等により、地域住民の利用を中心とした施設として、地域住民の自発的な活動により、使い勝手のよいものとして地元自治会等が有効的に利用できる集会施設として、利用者が建設事業費の一部を負担して設置された施設でありま

す。これらの施設は、完成の後、垂井町と地元の間において建物管理委託契約を締結し、地元の集会施設として現在も利用されております。

しかし、ここに来て、垂井町公共施設等総合管理計画を受け、昨年12月議会での指定管理者への管理を可能とする条例改正により、町としての公共施設の取り組み方針として、施設経営の適正化、点検・診断等、維持管理・修繕・更新等、安全確保、耐震化、長寿命化の6つの項目を柱として、中・長期的な取り組みを進めようとしております。

そこでお尋ねをいたします。4点ほどございます。

まず第1点目です。これら集会施設の指定管理者制度について、建物管理委託を締結している地元関係者への説明をされたと聞きましたが、実施時期、また対象施設、また説明された内容をお聞かせください。また、その際、地元からの意見や質問があったと思いますが、このやりとりについてもお尋ねをいたします。

2つ目、建物管理委託契約での管理委託料は、たしか無償となっていると思います。ただ、維持管理による覚書を交わしており、維持管理費について、火災保険料と消防用設備等点検料は町が負担するように覚書をされていると思いますが、今回の説明では、指定管理者が負担するように説明をされたというふうにお聞きしますが、その意図をお聞かせください。

3つ目、地域公共施設の指定管理に合わせ、前段でお話をした、町として6つの取り組み方針を掲げておられますが、公共施設等総合管理計画を円滑に推進するにおいて、管理・運営のあり方について、現在庁内に設置されている公共施設等総合管理検討委員会で統一したガイドラインを作成し、これをもとに対象者に公平に説明をすべきと思いますが、この御見解をお聞かせください。

4つ目、この管理計画の期間は、平成29年から平成48年までの20年間であります。建設後、数十年を経過しており、各施設とも老朽化が進んでおります。施設の安全対策も含め、指定管理者への移行等、地元の理解を得るような具体策をお聞かせいただきたいと思います。また、地元での指定管理について同意が得られない場合、その施設の管理を含め、どのように対応されていかれるのか、お尋ねをいたします。

以上、御質問をさせていただきます。よろしく御答弁がた願いたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員から大きく2点質問がございましたが、私のほうからは、1点目の新時代を迎える記念催事等の実施についての部分についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず庁舎の、ちょっと順番が違いますけれども、供用開始の時期についてから少しお話をさせていただきます。

新庁舎の建設工事は、来年の2018年5月31日を完成期限としております。建築本体工事の完成に合わせて、附帯する工事として、情報ネットワーク構築工事、電話設備工事、警備設

備工事、防災行政無線工事などを順次進めてまいり計画でございます。また、新庁舎の新規備品は、本体工事完成後、引き渡しの後に搬入設置を行い、あわせて現在の庁舎から新庁舎への引っ越し作業をできるところから順次進めていくつもりでございます。特に公文書につきましては、本年度、新庁舎移動文書収納計画策定業務を実施しておりまして、公文書ファイルをデータベース化し、確実に移動ができるよう実施してまいりたいと思っております。これらの引っ越し作業は、本体工事完成引き渡し後、およそ1カ月から2カ月ほどを要するものと思っております。したがって、新庁舎の供用開始は、来年、2018年7月を予定しておるところでございます。

次に、いろいろとこれまでの流れを説明いただきまして、それぞれの行事を考えたかどうかというようなことでございますけれども、1点目の新元号のスタート元年としての記念すべき事業についてということでございますけれども、今のところ、平成から新しく元号が変わることについて、具体的な何か計画があるわけではございません。しかし、この記念すべき節目の年に新庁舎の完成、供用開始を迎えるということは、一つ大きな意義深いものがあるというふうに考えておるところでございます。

そして、この記念すべき年の新庁舎の完成、供用開始のオープニングセレモニーについてでございますけれども、まだ具体的に検討しておるところではございませんけれども、この完成式典、内覧会等も実施する中で、供用開始に向けてのオープニングセレモニーというものをしっかりと盛大に開催していきたいと考えております。またいろんな御意見をいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いをします。

それから表彰ということで、名誉町民、それから町民栄誉賞についてお話がございましたけれども、自治功労者や町長表彰と違いまして、やはりこれはその業績にふさわしい方がお見えになったときに表彰するというような形になりますので、改元されたからといって名誉町民を選んだり、あるいは町民栄誉賞を選んだりということではなくて、業績に応じた形の中での選考ということにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。

最後、5点目の垂井音頭、垂井行進曲、半兵衛音頭の今後の方向性ということでございます。

議員からお話がありましたように、垂井音頭、それから垂井行進曲は、昭和39年、合併10周年を記念してつくられたものでございます。垂井音頭につきましては、垂井音頭振興会において——この振興会は昭和40年に発足しておりますけれども——普及活動を行ってこれまして、今も小学校での指導や祭り等への出演など、活発に活動をされておられます。会員は現在11名でありまして、新入会員も加わり、今後さらに会員がふえることを期待しておるところでございます。外国の方も入られたりというような形の中で、男性も1名おられると思っておりますけれども、非常にこれから少しずつ変わっていくところでございます。

また、この垂井音頭につきましては、近年、年数ちょっとわかりませんが、ソーラン踊りがはやった中で、垂井音頭を「垂井おんどん」としまして、ソーラン用に曲をアレンジしたのもあるとのことでございます。

半兵衛音頭につきましては、昭和46年に、この半兵衛音頭振興会の発足とともにつくられておりますけれども、こちらも小学校の指導や、さまざまなイベントに出演されるなど、活発に活動されておられます。会員は現在12名おられまして、愛知県から引っ越しされた方も、この半兵衛音頭の会に参加されるなど、少しずつ活動の輪を広げておられるところでございます。この半兵衛公の曲に関しましては、「岩手音頭」がもともとございまして、これを「岩手半兵衛音頭」と改めて、別の音頭もございまして、また平成4年には、歌手の有明一郎さんが、「竹中半兵衛」としてレコードを出しておられるところでもございます。

垂井行進曲につきましては、実は私も余り明確に覚えていなかったんでありますが、職員に歌える者がおられて、聞いたら、ああなるほど聞いたことがあるというような思いでございまして、確かに最近では使われることもほとんどなくて、眠っておるような状態かというふうにも思います。こういった垂井音頭、半兵衛音頭、それから垂井行進曲、こういった音源をしっかりと確保して、今後またこの使い方については十分検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

私のほうからは、以上とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 山田議員からお尋ねがありました地域集会所の管理について、御答弁をさせていただきます。

初めに、指定管理者制度の説明の実施時期、対象施設、説明の内容、またそのときのやりとりについてでございますけれども、総務課所管につきましては、西相川コミュニティ・センター、駒引コミュニティ・センター、日守コミュニティ・センター、表佐東部コミュニティ・センターの4施設について、昨年末から本年1月にかけて実施したところでございます。

その方法は、それぞれの会長さんに連絡をして概要をまず申し上げ、説明を行う場所や当日のメンバーにつきましては、会長さんにお任せをしたところでございます。

説明の内容は、これら施設については、現在は、委託を行うに当たり覚書を締結して、自治会で管理を行っていただいているところでございますが、地方自治法の改正により、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために指定管理者に管理を行わせることができると、管理委託制度から指定管理制度に移行されているため、本町においても、この指定管理者制度を用いた体制で運営を行いたい。その際には、覚書にかわる協定書を締結し、管理に係る内容に関する事項や個人情報の取り扱いなどについて取り決めを行い、あわせて毎年年度末には事業報告書を作成し、提出をしていただきたい。また、建物損害保険料と消防用設備点検料を指定管理者で御負担をいただく旨のお願いを申し上げたところでございます。

これに対して、地域の意見としては、使用料や使い方に対して自治会の規約を見直したいので、来年、平成31年4月1日からにしてほしい、1年待ってほしいという御意見とか、指定管理者や負担については合意するが、全ての施設の管理者となる自治会が合意した時点で一斉の

スタートとしてほしいなどがございました。

以上が、説明の内容とそのやりとりでございます。

次に、火災保険料と消防用設備点検料について、指定管理者が負担する意図についてでございますが、議員の御発言にもございましたとおり、これら公の施設は、農政事業などの補助事業として助成金を活用し、地域住民の自発的な活動により事業費の一部を御負担いただいて、公の施設として建設された集会施設でございます。

一方、同じ地域住民の自発的な活動による施設でも、補助金等の活用ができない場合は、垂井町集会所施設事業等補助金交付条例に基づき、町が補助金を交付し、公の施設としてではなく、自治会等の地域の施設として建設される集会施設もございます。この地域の施設として建設された集会施設は、火災保険料と消防用設備等点検料は地域で御負担いただいているのが現状でございます。

これら2つの種類の施設は、建設の際の費用の負担の方法は異なれども、地域の集会施設として利用されていることには違いはございません。したがって、公の施設として建設された集会施設についても、地域の自発的な活動により建設されたものであることから、火災保険料と消防用設備等点検料についても自発的な御負担をお願いし、平等性の保持を図ろうとするものでございます。

次に、管理運営のあり方について、公共施設等総合管理検討委員会で統一的なガイドラインを作成し、対象者に公平に説明をすべきという御提案でございます。

公共施設等総合管理計画の運用に当たりましては、平成29年3月に総合管理計画を策定し、本年度は、検討委員会を中心に、個別施設計画を策定する前の段階のアクションプランを策定しているところでございます。しかし、公の施設である集会所の指定管理者制度への移行につきましては、先ほども申し上げましたとおり、地方自治法の改正により、管理を委ねる場合は管理委託制度から指定管理制度へ移行すべき観点から、個別施設計画の策定とは別に、可能なところから順に指定管理者制度に移行をしようとするものでございます。このことは、現に管理委託を行っている自治会からも、自治会が管理運営をしている形態ならば、指定管理者制度ということに該当するので、早くその体制を整えてほしいという要望書の提出もあったところでございます。

このような経過を踏まえて、今回は総務課、企画調整課、産業課の各課が連携しながら、それぞれの施設を管理している地区に対して説明を行った次第でございます。しかし、今後さらに理解を深める必要があることから、総務課が中心となりまして、議員御提案の統一的ガイドラインを早急に作成し、関係課が地域に理解を求める際には、それぞれ統一的にわかりやすく御説明できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、老朽化が進む中で、施設の安全対策も含め、指定管理者への移行等、地元の理解を得るような具体策について、また、地元の同意が得られない場合の対応についてでございますが、これらの施設は、どの施設も自分たちで使用する施設は自分たちできれいに使用するという思

いから、いつもきれいに掃除し、整えられております。また、修繕などが必要な場合については、担当課と協議をしながら行っていただいております。指定管理者制度を導入しましても、施設の修繕、改修につきましては今までどおり同様をお願いするもので、必要な費用負担につきましても、垂井町集会所設置事業等補助金交付条例に定める基準及び補助率を適用し、今までと同様をお願いするものでございます。

次に、議員が御心配されている指定管理についての同意が得られなかった場合の対応についてでございますが、これにつきましては、地方自治法の改正により、管理を委ねる場合は管理委託制度から指定管理制度へ移行すべきことであることから、議員から御提案をいただきました管理運営に関する統一的なガイドラインを早急に作成し、今後も自治会の皆様に同意が得られるまで丁寧な説明を繰り返し、理解を求めていく努力をする所存でございます。

以上、山田議員からの地域集会所の管理についての答弁とさせていただきます。御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 産業課からは、山田議員の2点目、地域集会所（転作研修所等）の管理についてのうち、地域集会所の管理についての地元関係者への説明時期、対象施設、説明の内容、地元からの意見や質問についてお答えをさせていただきます。

産業課が所管しております施設のうち、宮代転作研修所、表佐転作研修所、平尾転作研修所、伊吹転作研修所、谷転作研修所、新井集落センター、下町集落センター、敷原集落センター、林業センター、梅谷コミュニティ・センターについて、施設管理をしていただいております地元自治会に対しまして、昨年12月21日に中央公民館にて管理に係る説明会を開催し、また、西町、中町及び東町の各コミュニティ・センターにつきましても、個別に説明をさせていただいております。

その際、施設の管理につきましては、これまでどおり地元で管理委託をしていくことには変わりはないけれど、地方自治法の規定によりまして、条例で定め、指定管理者として管理委託していく旨を説明させていただいております。あわせて、他の地元所有の集会施設との公平性から、これまで町にて負担しておりました火災保険料と消防用設備等点検料を地元にて負担してほしい旨、お願いさせていただきました。

地元からは、指定管理者として今後も管理委託していくことにつきましては、おおむね了承いただけたものと理解しておりますが、火災保険料と消防用設備等点検料を地元にて負担することにつきましては、了承する意見と、施設所有者が町であること、地元負担の増となることなどから、これまでどおり町にて負担すべきという意見、また契約締結時期は他の自治会と同時にしたいなどの意見をいただいております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 答弁、御丁寧にありがとうございました。

今まで垂井町、歴史的にずうっと現在まで進んできたわけでございますけれども、町長さん入れて7人目の歴代町長さんになるわけですが、いろいろとその世代世代の歴代町長でいろんな施策をやられたわけですが、任期的に中川町長が一番長いんですね。今、4期目の最中でございます。

したがって、垂井町としてはいろんな資金的に必要なかと思いますが、かなり以前のことから見てみますと、基金も含めまして、大分少なくなってきたのが現状であります。そうした中で、住民が求めております安心・安全な、いわゆる活気のあるまちづくりをしていくために、やはり総合計画も当然進めていかななくてはならないというので、昨年、基本構想、基本計画が策定されてきたわけですが、やはり記念となるときには何か思い出となるものがやっぱり必要なあというふうに思います。金を使えばいいということじゃないんですけれども、そこらあたりはやっぱり胸の内には思っておっていただいてもいいんじゃないかなと思いますけれども、そこらあたり、もう一度あればと思いますけれども、ひとつお願いをしたいと思います。

それから、昭和から平成に改元されたとき、実はあの年は大変な年でありました。国におきましては、大喪の礼というようなことで、いろいろと行事が持たれたわけなんですけれども、実はある業種の方がストライキを起こされて、そのとき職員は大変な苦勞をした経緯があります。たまたま勤労青少年ホームがありまして、その作業の後には、そこでお風呂に入って体をきれいにしたということもありますけれども、まず来年、そんなことはないと思いますけれども、いざというときにはどうなるかわかりませんが、いずれにしても新しい年なんですよ、町長さん。何かやっぱり少しは考えてもらいたい。

それから自治功勞者とか、一般表彰は、これは毎年されておりますので、よくわかりますが、いわゆるある一定の業績を積まれた方とおっしゃいましたけれども、一つの業績が終わらないことには、この表彰というのは顕彰されないんでしょうかね。そこらあたり、もう一度お尋ねをいたします。

それから、2点目の地域集会所でございます。もちろん私も十分、地元自治会でもってつくられた集会所があるということはよく存じておりますけれども、いわゆる降ってわいたような話だったものですから、地元としては非常に困惑されたと思います。特に集会所が建設されているところでは、この今お話を申し上げた維持管理費も、当然一般会計の雑入で火災保険とか、そういうのは入っているのは知っておりますけれども、そのほか、地元ではいわゆる土地を借りていらっしゃるんですね。地代を払っていらっしゃるんです。そのお金が大変高いというのもあるわけなんですけれども、統一的なというふうな形でいけば仕方がないなというのは、重々住民の方は理解をされておりますけれども、やはり均等に、同時的に話を進めていただくように、いま一度お願いをしておきたいと思います。決して火災保険料とか、消防設備費用は払わないということではありませぬので、ひとつお願いをしたいと思います。

最後はお願い事になりましたが、大変恐縮ですけれども、1点目の町長さんのお気持ちだけお願いします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

記念すべきというか、節目という一つの捉え方の中で何かやれることがないかというようなことかというふうに思いますが、先ほど申しましたように、平成26年の終わりごろから、この庁舎の問題をずうっとかかってくる、たまたま本当に来年に完成、引っ越しができるということは一つの大きな節目だと、恐らく将来振り返ったときに、新しい元号、改元されたときに垂井庁舎が完成し、場所を移ったと、一つの記念に残る一大行事であるというふうに思っております。そういった部分で、このことを非常に重く捉えておるところでございまして、さらにそれ以外というと、なかなかまた難しいところもございまして。

先ほど、例えば歌の話もございましたけれども、垂井町の歌がないというようなこと、でも、これは逆に言うと、これは垂井町の例えば70周年とか、100周年とか、そういう町政としての記念期に、あえてやはりやってしかなるべきものもあるのではないかなというふうに思います。元号が変わるからという、なかなかそのときにというのは、一つの記念にはなるとは思いますがけれども、そういった部分で、やはり町の区切りと、それから時代の区切りという部分をうまく切り分けて考えていかなければいけないのかなあというふうに思っております。

したがって、現在のところ、具体的にこれについてはございせんけれども、何かもしやれることがあれば考えていきたいというふうに思いますし、例えば、今、山田議員からの質問で一つ思い出したんですけれども、表佐地域に太鼓踊りがございましてけれども、たしか合併60周年のときに、出踊りといまして、ふだんは保育園・幼稚園で、ある部分固まってやるんですが、総民総出で踊る出踊りというのを私も初めて見させていただきました。小学校全部を使って、かなり壮大なお祭りでもございましたけれども、このときに、はやしというものを初めて見させていただきました、これは絶対後世に残さないかんやり方やなあというふうに思ったんですけれども、あれはたしか国とか地域においてめでたいこと、あるいは記念すべき何かがあったときにやるものだというふうに聞いております。

したがって、ぜひまた地域においても、こういった一つの記念、機を捉えて地域の活動等もぜひ活発にやっていただく等の啓発もまたしていけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

町長より特に発言を求められておりますので、これを許可します。

町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） 失礼いたします。

午前中の質問における答弁におきまして、誤りが2点ございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

まず、丹羽議員の御質問の中で、垂井町の工業製品出荷額につきまして、年間120億円で推移しておるという話をしましたが、正しくは1,200億円の間違いでございますので、訂正させていただきたいと思っております。

また、その次の山田議員の質問におきまして、新庁舎の完成、供用開始年月日におきまして、2018年と申しておりましたが、2019年の間違いでございますので、2点訂正しておわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（角田 寛君） 1番 太田佳祐君。

[1番 太田佳祐君登壇]

○1番（太田佳祐君） 議長の許可をいただきましたので、これより通告に基づき一般質問を開始したいと思います。

今回の一般質問は、食育の実施状況についてとRPAの導入による働き方改革の推進についてです。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速1点目の食育の実施状況についてをお伺いいたします。

食べるということは、人が生活していく上で最も基本的な行為であり、健全な食生活を送ることは、健康で豊かな人生を送るために重要な要素と言えます。しかし、現在は、核家族世帯や共働き世帯、単独世帯の増加など、ライフスタイルが多様化し、その悪影響の一つとして、食生活の乱れ、具体的には朝食の欠食や野菜の摂取不足、糖質や脂質の過剰摂取や生活習慣病患者の増加が進行しています。こうした状況を踏まえ、地域として健康で充実した食生活を送れるような社会環境を構築することが求められつつあります。

国では、平成17年7月より施行された食育基本法に基づき、平成18年3月に食育推進基本計画を決定しました。現在は第3次食育推進基本計画が進行しており、1.若い世代を中心とした食育の推進、2.多様な暮らしに対応した食育の推進、3.健康寿命の延伸につながる食育の推進、4.食の循環や環境を意識した食育の推進、5.食文化の伝承に向けた食育の推進を重点課題として、各種の政策を推進しています。

岐阜県においても、食育基本法の施行に伴い、平成17年12月に岐阜県食育基本条例が公布され、平成19年3月には岐阜県食育推進基本計画が策定されました。現在は第3次岐阜県食育推進基本計画が策定され、3つの基本方針、1.多様な暮らしを支える食育の推進、2.食の循環や環境に配慮した食農教育と地産地消の推進、3.社会環境づくりの推進と、県民とともに進める県民運動の展開の3つの方針に従い、5つの目標を掲げて各種政策を展開しています。

一方、垂井町においては、平成23年3月に「自らで創る健康 みんなでつくる健康なまち」を基本理念とした健康日本21たるい計画を策定しています。この計画では、1. 栄養・食生活、2. 身体活動・運動、3. 休養・こころの健康、4. たばこ・アルコール、5. 歯の健康、6. 健康管理の6分野について目標を定めており、目標の達成に向けて各種の事業が展開されてきました。この計画の中で、食育については、離乳食教室や乳幼児健康診査の母子保健事業等の中で指導することとなっており、保育・教育現場での栄養バランスや早寝・早起き・朝御飯の推進による健康な生活習慣づくり、食農体験を通じた事業を実施して、食育を推進してきました。

この計画を引き継いで平成28年に策定された第2次健康日本21たるい計画において、重要方針として「子どもから切れ目のない食育の推進」を掲げております。

今回の質問では、この第2次健康日本21たるい計画の食育に関する内容に関して御質問をいたします。

1点目は、「子どもから切れ目のない食育の推進」の実施状況について、どのような事業を推進しているか、2点目は、同計画の健康づくりに向けた取り組みの中で上げられている家庭における食育の推進の状況について、3点目は、地産地消の推進の現状について、それぞれお伺いしたいと思います。御回答をよろしくお願いいたします。

続きまして、RPAの導入による働き方改革の推進についてをお尋ねいたします。

平成29年2月に総務省の主導で行われた地方公共団体における多様な人材の活躍と働き方改革に関する研究会の報告書によると、地方公共団体においては、地方分権の一層の進展や地方創生の必要性等により、その役割が増大しており、また厳しい財政状況や行政の効率化を背景に職員数が減少している中で、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応していかなければならない。地方公共団体を取り巻く状況の変化に対応していくためには、みずから考え、企画・行動し、困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることができる自治体職員を育成・確保していくことが必要である。そのため、地方公共団体における人事管理については、人事異動のみならず、モチベーション向上を目指した給与等の処遇や人材育成などを含めて、総合的に取り組んでいくことが求められるとあります。

しかし一方で、平成27年度に総務省が実施した地方公務員の時間外勤務に関する実態調査によると、自治体の常勤職員1人当たりの時間外労働時間は158.4時間と、民間労働者の時間外労働時間154時間より多いことが判明しました。また、過労死のリスクが高まる一つ目安とされる月80時間超の時間外労働を行っている職員も全体の1.1%に上るなど、地方公務員の長時間労働の実態が明らかになっています。この調査は、都道府県と政令指定都市、県庁所在市など99の自治体を対象に実施され、一般職に属する常勤職員約477万人に対して実施されましたが、これ以外の規模の自治体においても同様の実態であることは容易に推測できます。

本町においても、厳しい財政状況下において、最低限の人員で業務を遂行しており、住民ニーズがこれまで以上に多様化している現在において、職員1人当たりの業務負荷が増加してい

ることは明らかであり、今後もその傾向は続くものと予想されます。そうした中では、職員の資質やモチベーションの向上といった属人的な働き方改革には限界があります。働き方改革の中でも、自動化を推進することで職員が煩雑な業務から開放され、そのあいた時間で課題の深掘りや意思決定など行政サービスの向上に注力できる環境の構築が重要と考えます。

こういった背景を踏まえ、RPAの導入による働き方改革を推進していくことを提案していきたいと思います。

RPAとは、Robotic Process Automationの略で、一言で表現するとパソコンの操作を自動で行うシステムです。イメージとしては、プログラムを起動させるとマウスのポインタが自動的に動き、コピーやペースト、そしてキーボードの入力というものを全て自動で行ってもらえます。実際の画面の中でそういった作業が行われるので、実際にマウスが勝手に動くわけではありませんけれども、画面の中で自動化した処理をしていってくれるシステムです。データの入力など操作が定型的になる作業を自動化することで、効率的な働き方を実現するための手法として注目を浴びており、既存のシステムをそのまま活用でき、短期間・低価格で導入できることから、民間企業を中心に導入が進んでいます。

現在、業務効率化が進んでいる業務としては、エクセルから必要な情報だけを取り出して社内システムに登録する、また同じようにリストを作成するという業務です。また、前年度の人事考課を該当部署へ配付し、今年度の人事考課を回収、今年度の考課一覧を作成する。これは、全てメールで考課を、昨年度のデータを該当部署に送信し、メールが返ってきていない人には催促のメールも自動で送ってくれるようなものです。また、経費精算申請・登録を自動化するといった、作業自体は単純ながら、個々の条件が違うため、人手と時間が割かれる業務が上げられます。

RPAを、先行して試験導入している自治体においても、業務の効率化が進んだ事例が出ています。

既に今年度の9月議会において補正予算が可決した場合にRPAを庁舎業務全般に導入することを予定している茨城県つくば市では、実証実験において5つの業務にRPAの導入し、結果として自動化によって業務時間の8割を圧縮することに成功しました。

この中で行われた業務自動化の例としては、事業所の新規登録業務において、事業所から送られてくる新規事業所データを基幹系システムへ登録する作業や、法人市民税の電子申告審査業務において、地方税ポータルシステム「eL TAX」審査システムの一括審査及び審査漏れデータを更新する作業。また、納税通知の分野では、年税額増減により納税通知書・更正決議書・宛名封筒各対象を区分し、それぞれ印刷する作業。住民異動の分野では、住民からの届け出に基づき住所変更の手続を行った際、本人確認書類が不足している届け出者について、本人の意思に相違がない届け出であるかを確認するため、変更地の住所に受理通知を送付する作業などが上げられ、市民税課の担当業務においては、RPA導入前に424時間を要していた業務が導入後は88時間と、削減率79%まで業務効率化を進めることができました。

また、人口5万8,000人の熊本県宇城市では、職員2名で対応していたふるさと納税の受け付けから事業者への発注業務を全て自動化しました。これは、ふるさと納税を受け付けるサイトを運営する事業者からメールによって送られてくる寄附の申込情報をダウンロードし、返礼品を発送する事業者へ注文書を発送するという一連の業務を自動化させました。これにより、メールの添付ミスや宛先の入力ミスといった人的要因によるミスの削減にもつながり、職員の負荷が軽減するだけでなく、夜間や休日の注文にも迅速に対応可能となり、行政サービスの質が向上しました。これら単純ながら重要な業務の削減をRPAによって積み重ね、宇城市では、平成30年度にはふるさと納税業務349時間、住民異動届865時間、職員給与558時間、会計審査・出納業務1,860時間、合計3,632時間の削減を目指しています。

ただいま先進的な2つの自治体の事例を御紹介いたしました。RPAは単純にソフトを導入すれば業務が効率化できるというシステムではありません。大切なのは、業務の棚卸しを行い、どこに時間や労力が割かれているのかを分析し、自動化できる部分をRPAに任せて働き方を改善していくことです。

この質問の冒頭で申し上げたとおり、職員には慢性的に負荷がかかっており、増員も容易に見込めない状況であるのであれば、なおさら業務の見直しを行い、自動化を推進することが、職員の負荷軽減につながり、行政サービスの向上につながるものと考えています。また、こういった一連の改善プロセスそのものが働き方改革につながると考えています。

これらを踏まえ、2点御質問したいと思います。

1点目は、行政内部で働き方改革に関して議論や取り組みが既に行われているか。行われている場合は、どのような議論や取り組みが行われているか。

2点目は、RPAの導入により働き方改革を推進することを検討してはどうか。

以上2点をお伺いしたいと思います。

以上、食育の実施状況について、RPAの導入による働き方改革の推進についての大きく2点について御質問をさせていただきました。御回答のほどをよろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、太田議員の1つ目の御質問、食育の実施状況についてお答えさせていただきます。

まず、「子どもから切れ目のない食育の推進」の実施状況について、どのような事業を推進しているかでございます。

平成28年3月に策定いたしました第2次健康日本21たるい計画において、授乳・離乳食教室から始まり、保育園、幼稚園、こども園、小学校における食農体験、30歳代健康診査におけるバランスのいい栄養・食生活の指導、青・壮年期におけるメタボリックシンドロームの予防のための健診と指導、高齢期における介護予防の観点からの栄養指導など、ライフステージに応じた食育、よりよい栄養・食生活の取り組みを、関係機関・団体、家庭、地域と連携して推進

しますとしております。

そこで、保健センターにおいて食育に関するさまざまな事業を展開しているところでございますので、紹介させていただきます。

妊娠期及び授乳期に必要な栄養について学ぶ「プレママキッチン」。離乳食の進め方を学ぶ「離乳食学級」。子育て支援センター等と連携して、乳幼児期のおやつや暑い時期の栄養・水分補給について学ぶ「子育てセミナー」。1歳6カ月児健診時において、幼児期におやつ指導。幼児期に幼児期のおやつについて学び、親子でおやつづくりを行う「2歳児教室」。幼児期の食事のバランス、食事量、おやつ、生活習慣について学び、親子で料理を行う「にこにこキッチン」。3歳児健診時において、幼児期の生活習慣指導。各保育園、幼稚園、こども園、保護者、町食生活改善協議会と連携して、園児には食に関するエプロンシアターを、保護者には家庭での食育の講話の後、親子で料理を行う「子どもクッキング教室」。各小・中学校、地区まちづくり協議会、保護者、町食生活改善協議会と連携し、児童には食に関するエプロンシアターを、生徒には思春期の栄養・食生活についての講話を、保護者には家庭での食生活についての講話の後、親子で料理を行う「親子の料理教室」。不破高生と町食生活改善協議会と連携し、生徒の食事のバランスについての講話と料理実習を行う「一人でもクッキング」。30歳代健康診査及び特定健康診査において、生活習慣や食生活の指導。老人クラブ、地区まちづくり協議会、町食生活改善協議会と連携し、高齢期の栄養、食事、口腔ケアについての講義、運動実習、調理実習を行う「楽しく食べる長寿食教室」。調理器具の使い方から御飯の炊き方、高齢期の口腔ケアなどの講義と調理実習を行う「かんたん料理教室」。これらの事業を実施し、食育を推進しているところでございます。

また、各事業に大きくかかわっております町食生活改善協議会でございますけれども、現在107名の食育ボランティアの方々によって活動をしておりますが、この食育ボランティアの養成のため栄養教室、育成のための中央研修会を実施し、各事業を行える体制の強化も図っているところでございます。

次に2点目の御質問、家庭における食育の推進の状況についてでございますが、さきに紹介しました事業を実施していく中で、妊娠期には、今後の料理の味つけについて、乳幼児期には、味つけ、食材選び、楽しい食卓、おやつや生活習慣などの家庭でのルールづくりについて、学童期、青年期には、栄養バランスや早寝・早起き・朝御飯の推進、高齢期には、家庭での減塩等の啓発を行い、教室だけにとどまらず、各家庭の食生活においても引き続き実践していただくよう指導しております。

また、平成30年度から県が力を入れて取り組む「清流の国ぎふ野菜ファーストプロジェクト」が始まります。これは、平成28年度において、野菜の摂取量、男性38位、女性33位であるところを、平成35年度までに全国1位を目指して食生活改善協議会や大学と協働して行う事業計画となっております。

第2次健康日本21たるい計画策定時に行いました小学校5年生を対象としたアンケート調査

では、「嫌いで食べられないものがある」と回答した22.9%を加えた84.2%が「好き嫌いがある」と回答しており、この結果を踏まえ、計画の取り組みの方向として、嫌いで食べられないものがある小学生の割合の減少を数値目標としております。さらに、「好き嫌いがある」と回答した児童のうち64.8%が「野菜が嫌い」と回答していることから、当町におきましても野菜ファーストプロジェクト事業の活用を検討していきたいと思っております。

次に3つ目の御質問、地産地消の現状でございますが、保健センターの地産地消に関する事業の一つは、ふれあい垂井ピアにおける半兵衛汁の振る舞いでございます。議員の皆様も食されたことがあるかと思っておりますけれども、町食生活改善協議会が実施しているもので、主に垂井町産の野菜を使用し、800食分の無料配布をしているものでございます。

2つ目は、七草がゆの振る舞いでございます。町内で摘んだ冬の七草を使用して、七草がゆを節句の1月7日に無料配布しており、毎年楽しみにされている町民の方々が多く保健センターに来所されています。

食生活は、身体の健康を保持するだけでなく、社会的・文化的にも豊かな生活を送る上で重要な意味を持ちます。一方で、不規則な食生活や食事の内容によっては生活習慣病の発症や悪化につながることから、改めて食育の重要性を認識し、引き続き事業を実施していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 私のほうからは、太田議員の1つ目の質問のうち、1点目の「子どもから切れ目のない食育の推進」の実施状況について、どのような事業を推進しているかについてお答えさせていただきます。

学校教育における食育については、平成29年3月に示されました新しい学習指導要領の中にも学校における食育の推進が新たに明記され、その重要性が増しているところであります。

本町には、垂井小学校と不破中学校に在籍する2名の栄養教諭が、これまで専門的な立場から学校における食育について訪問事業を行っております。平成29年度には、食育にかかわる授業のために15回、給食の時間の食事の様子などを観察し指導するために147回、各学校を訪問しております。本年度も、東小学校では家庭科の時間に五大栄養素にかかわる授業を、合原小学校では学級活動の時間を使って野菜と排便の授業を実施しております。不破中学校、北中学校では、給食の時間の放送を使い、脳を活性化する食事のとり方、体の疲れを取る食べ物など、生徒の興味・関心に合わせた指導をしているところであります。

P T A主催の事業では、家庭教育学級として給食試食会と栄養に関する講話や親子料理教室などを各校の実態に応じて開催しております。

また、全ての小学校において、食農体験として、例えば2年生の生活科では、サツマイモやミニトマトなどを栽培し、学校や家庭で調理し、食べるといった活動を行っております。

さらに、保幼小中・18までの連絡協議会では、早寝・早起き・朝御飯について、校種を超えて継続的に推進していくことができるよう、児童・生徒はもちろん、保護者に対しても啓発活動を行っているところであります。

今後も、学校での食育にかかわる取り組みを充実させるとともに、保護者の理解と協力を得ながら食育を推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の地産地消の現状についてお答えさせていただきます。

現在、学校給食センターでは、学校給食において町内産の農産物を優先的に利用するため、アンテナショップ半兵衛の里と密に連絡をとりながら、使用できる野菜の種類や量を決定しております。

しかしながら、天候不順などの理由により使用予定の野菜が入荷されないこともあり、平成28年度及び29年度において、学校給食で使用した国内野菜のうち、町内産の野菜が占める割合は、重量ベースで13%前後となっております。

一方、県におきましては、学校給食で県内産の米、小麦粉、大豆、キノコ類、野菜、果実、畜産物及び水産物を利用した場合、安価な県外産との価格差の一部を助成するという学校給食地産地消推進事業を推し進めており、この事業により給食物資の費用の一部が賄われております。

また、学校給食センターでは、児童・生徒が地場産物に興味・関心を持つことができるよう、毎月各家庭に配付するスクールランチに、その月に使用する予定の県内産食材を記載するとか、各学級に配付する盛りつけ表に、特に垂井町産の野菜を使用した日は、該当する料理に地産地消推進キャラクターのこまっちゃんを表示するとか、毎日給食の時間に委員会の児童・生徒が読む放送資料に、県内産・町内産の食べ物を取り上げて紹介するといった方法で周知しております。

今後も地場産物を積極的に使用し、地産地消の推進、食の大切さや農業への理解を促進する学校給食を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 太田議員から御質問がございましたRPAの導入による働き方改革の推進について、御答弁をさせていただきます。

御質問は2点でございます。1点目が、行政内部での働き方改革に関する議論や取り組み、2点目が、RPAの導入による働き方改革の推進の検討でございます。

まず1点目の行政内部での働き方改革に関する議論や取り組みについてでございますが、3月議会におきまして働き方改革プランの作成についての御質問をいただいた折にも回答させていただきましたが、本町においては、今のところ、特別に議論を行い、プラン等を策定しているわけではございません。働き方改革についての取り組みは、随時行っているところでござ

います。

改めて申し上げますと、ここ一、二年の間での取り組みとしては、毎週水曜日のみならず、早く家庭に帰る日である8がつく日もノー残業デーとして実施しております。また、このノー残業デーの17時に、職員のパソコン画面へ早く帰宅しましょうというような内容の表示をしております。あわせて、館内放送で退庁指導、あるいは職員組合とも協力して退庁指導のための巡回を行っております。そのほか、週休日の確保のための振りかえ制度の運用開始などがございます。

また、保育園関係につきましては、日中の事務処理が困難なことも踏まえ、事務補助員の設置や、書類作成に要する時間短縮のため、パソコン17台の増設、各書類の記載方法等の効率化などを行っております。

一方、管理職員に対しましても、時間外勤務命令は管理職の権限であり、時間外勤務手当の支給と業務成果、職員の健康管理など、その命令に対する責任があることなど、勤務管理の徹底、意識改革を図っているところであり、あわせて業務の縮小・廃止も含めた見直し、仕事の配分の見直しなども行うよう通知をいたしているところでございます。

次に、RPAの導入による働き方改革の推進の検討でございます。

RPA、Robotic Process Automationは、議員の御発言にもございましたとおり、これまで人が行ってきた定型的かつ膨大な情報入力作業のパソコン操作を、ソフトウェアを活用し、自動化する技術のことでございます。具体的には、キーボードやマウスなどパソコン操作の自動化、ディスプレイ画面の文字や図形、色の判読、さらに業務システム間のデータ連携機能の実装が上げられます。これらRPAの技術は、働き方改革を推進する上では有効な手段と考えており、行政が取り扱う複雑かつ多種多様な事務処理を効率化し、質の高い行政サービスの展開へ期待が持てます。

しかし、住民情報システムなど基幹業務システムへの膨大なデータ入力作業等を、RPAを活用し、事務の効率化を実現するためには、各所管が抱える業務を棚卸しし、あわせて現行の業務フローチャートを整理しつつ、繁忙期のサイクルや事務の性質を十分考慮し、導入する業務を見きわめることが重要となります。

確かにRPAの導入は、人員や時間を人間でしかできない付加価値の高い業務に回すことも可能となり、高い効果が期待されていますが、今後の情報技術系分野の発展に伴い、その技術もますます高度化していくことが予想されます。

導入につきましては、他の自治体や国の機関による実証実験等の結果を踏まえ、導入時期やソフトウェアの費用対効果、既存システムへの柔軟な対応等の検証を重ね、慎重に検討してまいります。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

まず1点目ですが、小・中学校におけるクーラー設置を含む熱中症対策についてお尋ねします。

最近の暑さは、夏だけにとどまらず、5月や9月を含めて、従来より長い期間において気温の上昇が頻発しています。児童や生徒の健康への影響が心配されるとともに、学習面においても環境を整えることが大切であると考えます。

保護者の方の御協力により、水筒の持参による適度な水分補給など、体調管理には十分に気をつけていただいていることと思います。しかしながら、最近の暑さは、異常気象により、私たちが子供のころ体験してきた暑さとは比べものになりません。根性論だけで片づけられるものではないと思います。

熱中症対策の取り組みとしては、グリーンカーテンをよく見かけます。グリーンカーテンとは、太陽の当たる窓側に、ゴーヤー、キュウリ、ヒョウタンなどのつる系の植物を植えてつくるカーテンです。このグリーンカーテンは、景観が涼やかなだけでなく、環境省のホームページによりますと、日差しの熱エネルギーを80%もカットする効果があると記されています。さらに、窓付近の地面や壁からの放射熱を抑えてくれます。また、根から吸い上げた水を葉で蒸散させるとき、気化熱として周りの熱を奪って温度を下げる効果もあるとのこと。このグリーンカーテンの取り組みをしている町内の小・中学校は多いのではないかと思います。

そこで、ミストシャワーについてはどうでしょうか。

私が平成24年の12月議会で一般質問したのですが、ミストシャワーとは、水を霧状に散布して、その気化熱で周辺の温度を下げるものです。そのキットは安価であり、ランニングコストが余りかからないという点が特徴です。他市町の熱中症対策の取り組み事例もあり、一定の効果を得ているようであります。

本町においても、このミストシャワーを取り入れることにより、児童・生徒の熱中症のリスクを下げることはできるのではと思いますが、いかがでしょうか。

次に、本町においてクーラーの設置がなかなか進まない理由をお尋ねいたします。

文部科学省の発表によりますと、平成29年4月1日現在で、全国の公立小・中学校の普通教室と特別教室のクーラー設置率は41.7%となっております。これは、前回調査の平成26年の29.9%から11.8%上昇しております。

この数字をどのように解釈するかということになりますが、都道府県別の数値もありますので順番に見ていきますと、東京都は84.5%となっており、さらに他の都道府県の数字を見ていきますと、必ずしも気温の高いところが高い設置率ではないことが読み取れます。地域独自の事情、例えば騒音などにより夏でも窓を閉め切らなければ授業に集中できないなどの場合は、気温だけの判断ではなく、クーラーが設置されている場合もあろうかと思います。しかしながら、国の交付金である学校施設環境改善交付金は、補助率3分の1以内、対象工事費は上限2億円、下限400万円であることから、設置費用やランニングコストの面でクーラーの設置が進まないのは、自治体の財政状況がかかわっているのではないかと思います。児童・

生徒の学習環境が自治体の財政状況に影響を受けているとしたら、痛ましい限りであります。

そこで、本町での小・中学校におけるクーラーの設置が進まない理由をお尋ねし、解決につなげることができたらと思います。クーラーの設置が進まない理由があれば、お聞かせ願えればと思います。

次に2点目ですが、町内の危険箇所の把握状況についてお尋ねいたします。

2012年12月に起きた中央自動車道の笹子トンネル天井崩落事故をきっかけに、社会インフラの老朽化問題への関心が高まっています。

さまざまな社会インフラがありますが、主に産業基盤となるものとしては、道路、鉄道、上下水道、送電線、ダム、通信網などです。主に生活の基盤となるものとしては、学校、病院、公園、公営住宅などです。

古い社会インフラをそのままにしておくと、地震などの災害の被害を拡大することが懸念されます。

防災の観点からは、災害が起こった際に地域にどのような危険が潜んでいるかを地域の皆様と共有し、災害時にどのように対処したらよいかを協力しながら取り組んでいくことが重要です。危険箇所については、やはり地域の皆様が常日ごろから使われる道路等については、より詳しい情報が得られる可能性が高いと言えます。

第6次総合計画の中では、道路については、戦略として、安全かつ快適に移動できるよう、幹線道路の整備促進や生活道路の整備・維持管理を行うなど、効果的な道路網の形成を推進しますとうたっています。

そこで、お尋ねいたします。

町民の方から町内の道路等の陥没や危険箇所などの報告があった場合、町としてはどのようにフィードバックしているのか。また、町として保全が必要な道路や危険箇所の把握は十分になされているのかお尋ねし、私の一般質問といたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 江上議員の1つ目の質問、小・中学校におけるクーラーの設置を含む熱中症対策についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のグリーンカーテンにつきましては、学校の教室のような広い窓の外にネットを張り、アサガオなどの植物のつるをはわせ、葉で覆い隠し、断熱などの効果を得るには、葉が密生していなければなりません。実際にやってみた学校の事例では、葉が覆い隠すほどにはなかなか育たないのが現状のようでもあります。また、教室の照度も維持しなければならないことや育成後の処分もあり、なかなか学校での普及は進まないのが現状であります。

次に、ミストシャワーについてでございますが、先進的に導入された県内外の小・中学校の現状について調べましたところ、例えば体育祭の休憩所などの限定的な場所での一時的なクールダウンには有効ですが、熱中症対策として継続的に涼めることは難しいようです。ただし、

今後も引き続き、子供たちへの熱中症対策に関する効果的な方法や先進事例校の状況など、最新の状況について各小・中学校へ情報提供を続けてまいりたいと考えております。

次に、クーラー設置がなかなか進まない理由についてですが、小・中学校の施設整備につきましては、多額の費用がかかるため、国の補助金等を得ながら整備していかなければなりません。

本町では、子供たちの安全確保と災害時に避難所となる体育館の避難所としての機能維持のため、体育館の非構造部材の耐震補強工事を優先的に進めることとし、空調（冷房）設備等の整備につきましては、その後、財政部局と協議しながら検討していくこととしてまいりました。

体育館の非構造部材の耐震補強工事は、国の補助金を得ながら、平成27年度に1校、平成28年度に3校、平成29年度に1校の計5校で実施してきております。残り4校の体育館の非構造部材の耐震補強工事についても、引き続き国の補助金の採択に向けた申請をしてまいりたいと考えております。

一方、空調（冷房）設備の整備につきましては、近年、夏季には高温の日が続く傾向にあり、その必要性は十分認識しておりますので、体育館の非構造部材の耐震補強工事とともに、国の補助金の採択に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 江上議員の2点目の質問、町内の危険箇所の把握状況について答弁をさせていただきます。

建設課では、道路管理者といたしまして、日々、町職員による道路パトロールを実施し、道路状況の把握に努めるとともに、地元自治会からの要望をもとに、町民の方が快適に通行できる道路整備に尽力をしているところでございます。

住民の方からの道路異常の通報には、職員が円滑に現場に駆けつけて、情報・現状の確認を行い、緊急性、危険性のあるものにつきましては速やかに修繕を行うなど、対応をしておるところでございます。

また、地域における協力に関する協定といたしまして、郵便局との協定を締結し、配送業者において道路の異常を発見した場合には情報の提供を受けることとなっており、交通安全に配慮した道路管理を日夜心がけているところでございます。

道路につきましては、さまざまな気象条件の下で、車両の通行に伴い、交通荷重を直接かつ繰り返すことで、劣化による損傷が進行しているものでございます。したがって、舗装の性能が低下することは前提に建設されているのが現実でございます。先ほど申し上げました道路の状況は適宜把握をする体制を整えることで、道路異常を早期に発見し、速やかな修繕等を実施しているところでございます。しかしながら、ポットホールが頻発する道路等の構造に発生源がある場合には、原因を調査し、全面的な舗装修繕を実施してまいりたいと考えて

おります。

道路利用者や沿道住民の多様化・高度化する耐久性向上というニーズに対応していくため、日々開発される舗装の新材料・新工法の情報収集、知識高揚に努めてまいり所存でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 再質問をいたします。

なかなかグリーンカーテンとかミストシャワーでは効果が得られないという御答弁であったかと思うんですけども、その中で、クーラーの設置につきましては、平成28年3月に先輩議員がどうも質問をされておられるようでありました。そのときも同じように、体育館の非構造部材耐震化工事が一番最優先だというような当時の課長からのお答えであったかと思っておりますけれども、あと残りが4校ということではありますが、よその自治体をちょっと調べてみますと、もう既にこういった工事というのは終了している。次のステップとして、こういったエアコンの設置を行ってきているということで、もう少しスピードを上げてやっていただきたいということ。それと、これは国のほうに補助金の申請をしないといけないもので、その辺の働きかけですね、これは交渉力の問題になってくるかと思っておりますけれども、それはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

その辺について、ちょっとどのように考えておられるかということを再度お尋ねしたいことと、それと2点目のインフラですけれども、順次やっていっていただけるということでありましたけれども、これは一つ間違えますと、交通事故といいますか大変な、ちょっと余り言葉に出していいかわかりませんが、一つ間違えると死亡事故にもつながりかねないような重要な案件でありますので、そういったことを踏まえてしっかりと取り組んでいただきたいなど、これは要望でございますけれども、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 江上議員の再質問につきまして、国の補助金の採択に向けた取り組みでございますが、2年前の御質問のときの答弁につきましては、体育館の非構造部材の耐震補強工事を終えてから、その後、こちらの空調（冷房）設備の整備に向けて取り組んでいく方向ということでございましたが、今後、やはり国の補助金等の採択も、メニューもいろいろ多様化しておりますので、先ほど答弁いたしましたように、残り4校の体育館の非構造部材の耐震補強工事の補助金の採択に向けた取り組みも続けますが、あわせて空調（冷房）設備の整備の補助金の採択に向けた取り組みも並行して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、次の大きく3点について質問します。

1つ目は、資源ごみ回収について、2つ目、エコパークの活用について、3つ目は、相川こいのぼり一斉遊泳の今後についてです。

最初に、資源ごみの回収について。

国の廃棄物処理法に基づき、当町では、廃棄物の発生・排出抑制、再資源化、適正処理を推進するに当たり、垂井町一般廃棄物処理基本計画を策定し、長期的・総合的な循環型社会システムの構築を目指していますが、現在、垂井町エコパークでは、資源物の再利用及び再資源化を推進し、ごみ減量を図るため、設置・管理・運営に関し必要な事項を定め、地域の交流及び町民の健康増進、並びに環境への関心を高めることを目的として、平成24年9月25日に条例化されています。

そこで、この計画について伺います。

1つ目の質問は、エコドームが開設されてから今日までの回収量とリサイクル率は年度ごとにどのように推移しているのか、町長にお尋ねします。

次に、資源ごみ回収の仕方として、各地区ごみステーションでの分別回収、エコパーク資源ごみ回収、小・中学校、PTA、子ども会などによる集団回収、民間業者による資源回収などの方法がある中で、最近では民間業者による資源回収、中でも新聞、雑誌、段ボール、衣類などの回収ボックスを空き地などに置き、回収する業者がふえており、町の皆さんから随分便利になったとお聞きしたことがありました。さらに、民間業者は不要な農機具なども引き取っていく例を見受けます。

この実態に鑑みて、当町として、民間業者の回収によるリサイクルがないとしたならば、町として回収しなければならない数量を把握しておくことが必要と考えますが、町長の所見を伺います。

3点目として、PTAなどが行う集団回収がなされていますが、資源回収の日まで待っておられず、みずから民間業者の回収ボックスへ投入される方もあり、資源回収量が年々減少しているのが現状ではないでしょうか。小・中学校、PTAなどの皆さんが行う資源回収は、軽トラックや自家用車で早朝から回収に当たっておられ、継続事業として進められている姿を見るにつけ、頭が下がる思いです。町長は、こうした諸団体の資源回収努力に対してどのように支援していかれるのか、所見を伺います。

項目の2点目、エコパークの活用について。

現在、エコドームでは、粗大ごみなど各種の資源ごみの分別回収や環境教育による資源回収意識高揚に努められているところではありますが、最近、私の見るところでは、広大な敷地の中で、エコドームを利用する一般駐車の数も少なく、わずかの遊具がある程度で、エコドーム

の必要性を感じずるものの、これとあわせ、この土地の有効活用を図ることが利用者向上にもつながると考えます。

観光行政とつながることもございますが、具体的には、エコパークの視点で述べますが、例えばマルシェといったようなフリーマーケットや身近な商品販売の場を提供するなり、県が推進する関ヶ原合戦観光戦略への参画の場としての時期に合わせたイベントやウォーキング会場中継点として、また私が入っておりました青年団体にいたときに開催したことがあるエコエコフェスタ、さらにはバイパスから見えるようにエコドームへの垂井城主平塚為広合戦大型絵巻図などをペインティングした啓発、また文化会館やタルイピアセンターに飾られている民間団体の協働による美しく独創性のあるイルミネーションや、民間のイルミネーション愛好家へ呼びかけ、義により戦場に勇ましく戦い散った平塚為広の義槍鬼九郎合戦イルミネーション飾りの競演、有志募集による為広隊の疑似合戦チャンバラなどといったような今後のエコパークの有効活用について、町長の所見を伺います。

次に、大きく3点目、垂井町の風物詩として定着している相川こいのぼりの一斉遊泳の今後についてお伺いします。

午前中、先輩議員からもございましたが、ことしも多くのマスコミに取り上げられ、県内外からの観光客が訪れていました。

このこいのぼりは、家庭で使われなくなったものや企業などの提供を受け、はためています。午前中もございましたが、風雨による劣化に伴い、町民有志の方が材料を用意して、町内の保育園児と一緒に、長さ3.6メートルの吹き流しに赤やピンクの色などで絵つけのほか、願い事や名前を書いて大空に泳がされたところでございます。

来年度からは、各種団体に呼びかけて、このこいのぼりイベントを盛り上げる、またこのこいのぼりコンテストなども行うなど、積極的な動きをされているとお聞きしております。

このような有志による活動を、協働の輪として広がるような情報の提供や支援について、町長の所見を伺います。

午前中、先輩議員が今のこいのぼりについて質問されましたが、その中では、観光協会と連携しながら、検討しながら進めてまいりたいというような回答がございましたが、町長のお考えをぜひお伺いしたいなと思っております。独創性のある垂井町として、観光とも重なりますが、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、広瀬議員の資源ごみ回収についてとエコパークの利用についての2点の御質問につきまして回答させていただきます。

最初に、エコドーム開設からの回収量とリサイクル率の推移についてから回答させていただきます。

まず、平成29年3月に策定いたしました垂井町一般廃棄物処理基本計画におきまして、ごみ

の排出区分の定義がなされております。

町民及び事業者などにより排出されます全ての不要物の量をごみ発生量としております。

一方、ごみ総排出量は、潜在ごみであります事業者独自の資源回収・処理や町民によります自家処理によって資源回収がなされているものにつきましては、実数として捉えることが困難でありますことから、ごみ発生量から潜在ごみを除いたものとしており、具体的には可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ、集団回収量、事業系の可燃ごみの合計と定義しております。

さらに、リサイクル率につきましては、資源ごみ、集団回収、西南濃粗大廃棄物処理組合によります資源化量の合計を総資源化量としまして、これをごみ総排出量で除したものとしております。

さて、エコドームにつきましては、御承知のとおり、一般家庭から排出されます資源ごみを回収することにより、ごみの減量化・資源化を推進する施設であります。平成24年12月に開設いたしました。

平成25年度回収量としましては254トン、29年度回収量は336トンで、この5年間で82トン、32.2%増となったところでございます。

来場者数につきましては、平成25年度におきましては3万3,012人、29年度におきましては3万8,719人でありまして、5,707人、17.3%の増となったところであります。

御質問の町内におけます年度ごとのリサイクル率といたしましては、平成24年度18.7%、平成25年度18.8%、平成26年度18.2%、平成27年度17.3%、平成28年度16.0%、平成29年度15.3%と推移しております。

続きまして、2点目の民間業者の資源ごみ回収量の把握につきましては、町内にも存在しております無人回収ボックス等につきましては、回収量等の把握は困難と考えております。

無料回収所で取り扱いされております古紙、古繊維、くず鉄、ガラス瓶類の4品目につきましては、いわゆる「専ら物」と呼ばれ、法律の許可がなくても誰でも回収ができることから、集団回収などでも取り扱いがなされておりますが、これら以外の物を無料回収している場合は、廃棄物処理法第7条違反に該当する可能性があることから、注意が必要となっております。そのため、町内無料回収所で違法性の疑いがあるところにつきましては、定期的に県と合同の立入調査をしているところでございます。

市町村におけます一般廃棄物処理責任は、市町村区域内におけます一般廃棄物の最終処分が終了するまで適正な処理をしなければならないという重い責任を有しており、生活環境の保全上、支障の撤去や発生の防止のための必要な措置を講じなければならないとされており、資源ごみだけでなく、一般廃棄物処理責任は町にありますことを自覚して業務に当たっているところであります。

続きまして、3点目の集団回収に対しての町の支援についてです。

廃棄物の資源化といたしまして、分別回収事業を実施しようとする団体に対し、奨励金を交

付し、ごみの減量、資源の有効利用、町民のごみ問題に対する意識の高揚を図ることを目的とした垂井町廃棄物資源分別回収事業奨励金交付要綱に基づき、支援をしております。PTAなどの資源回収に対し、1キロ当たり3円の奨励金を交付しております。

平成29年度の実績といたしましては、41団体、約605.6トンの回収に対しまして、ちょっと細かくなりますが、181万6,000円強を交付しております。

少子化に加え、生活スタイルの変化などから、年々回収量が減少傾向にあります。引き続き奨励金事業を継続し、支援してまいりたいと思っております。

続きまして、大きな2点目、今後のエコパークの有効活用につきまして御提案をいただいたところです。

議員御承知のとおり、エコパークはエコドームと多目的広場から成る施設でありまして、資源物の再利用及び再資源化を推進し、ごみの減量を図るため設置された施設で、地域交流、町民の健康増進、環境への関心を高めることを目的としております。

エコドームの部分におきましては、資源物の回収やごみ減量の普及・啓発のみならず、段ボールコンポスト講習会、生ごみ処理バケツ講習会などの勉強会の会場として、さらには環境学習推進として環境に関するイベントを年10回ほど開催しております。

また、多目的広場につきましては、以前、農村公園として用地確保されて以降、地元からの要望があり、エコドーム建設時にあわせて整備されました。あずまや、トイレ、遊具、植栽等が整備されており、最近では親子連れの姿も見られるようになってきているところです。

議員おっしゃいますように、県道岐阜関ヶ原線からも見渡せる好位置にありますので、町の魅力・情報の発信・提供の場として活用していくことは非常に有効な方法であると考えます。

いずれにしましても、施設の設置目的を達成できますよう、有効活用につなげ、適正な管理・運営に努めてまいります。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 産業課からは、広瀬議員の3点目、相川こいのぼり一斉遊泳の今後についてお答えをさせていただきます。

垂井の春の風物詩の一つ、垂井町観光協会において実施されています相川こいのぼり一斉遊泳も32回目を迎えました。これまで御家庭から寄附していただいたこいのぼりを中心に実施されてきたこのイベントですが、寄附等だけでは賄うことができないため、こいのぼりを修繕しながら事業を継続しておられるのが現状です。

そこで、数を補うため、町内有志の方が立ち上がり、町内の保育園児にも手伝ってもらい、手づくりこいのぼりを製作されるようになりました。この手づくりこいのぼりの製作は、ことしで2年目を迎えられたところでございます。

また、平成23年の東日本大震災で被災された方々への応援メッセージを書いた吹き流しを製作したことからは始まり、現在は小学6年生に将来の夢を書いてもらう吹き流しについても、こ

れ以来、毎年ボランティアの方により縫っていただいているところでございます。

町といたしましては、このようなボランティア活動の様子を、さまざまな媒体を介し、紹介・発信することにより、輪が広がるようにしていきたいと考えております。

また、ボランティア活動は大変喜ばしいことであり、一過性のものにならないよう観光協会と連携しながら支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 御答弁ありがとうございます。

再質問させていただきます。

資源ごみ回収についての視点がいろいろあるんですけれども、PTAとか小・中学校が回収する集団回収ですけれども、この数量が平成23年から27年にかけて約3割ぐらい減っておるんですね。23年度は1,180トンで、27年度は758トンということで、422トン減っているということですね。それは何でかということ、回収ボックスがたくさんふえてきたからではないかなと、それとまたエコパークができたからなくなったのではないかなということ、先ほど少なくなったなということで御紹介させていただきましたが、リサイクル率もその分下がっているということですね。平成23年18.5%、27年が17.3%で、なかなかリサイクル率が上がらないのは、それはもう簡単に言えば、集団回収の量が減っていて、民間のほうへ行っているということでございます。

民間の分は把握していないということですが、その分を把握していただいたら、本来は垂井町が収集すると。最近、特に新聞、段ボール、古紙、古着ですね、回収されるのが多くなっております。だから、把握されておれば、リサイクル率も、単純にそれがもし垂井町に入ったならば、もう20%超えますね。例えば422トン下がったんですけれども、それがもしそのままであったならば、計算しますと21%のリサイクル率になりますが、その辺のところ、リサイクル率だけを考えていたらあかんですけれども、垂井町のごみも減っているということも含めて考えるわけなんですけれども、今は前置きですけれども、小・中学校のPTAの資源回収について、キロ3円ということで補助金があるということですが、その補助金は、量も減ってきているし、どんどん減っていると思うんです。何らかの計算方法で少しでも上げていただいたらなと思っております。

垂井町一般廃棄物処理基本計画の中で、取り組みとして、子ども会、PTAなどの団体による集団資源回収を奨励するため、現在3円交付しているが、垂井町廃棄物資源分別回収事業奨励金について、増額を検討するというところでこちらに載っておりますので、ぜひともそういう意味で上げていただけたらありがたいなと思っております。

それともう一つ、こいのぼりのほうですけれども、有志の方がやられておるんですけれども、きれまで買われてね。あと、また休みのときに学校とか保育園とかに行かれて色塗りをされて

おるんですけれども、その材料代だけでも本当にばかにならんとします。ぜひ観光協会と連携・検討していただいて、そちらのほうの検討をしていただきたいと思いますと思いますが、町長の御意見をよろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

P T Aの資源回収等が減っている中であって、料金等をしっかり上げてほしいということ、それから、こいのぼりの材料代等も補助金を出してほしいということでございます。

最後の答弁の中にありましたように、こいのぼりについては、やはり住民協働で行っておる部分が非常に大きい、非常に有意義な部分かというふうに思います。この協働を考えたときに、何でも金を出してやるのであれば、別にこれは全く協働でも何でもなくて、委託事業という形になってまいりますので、そこら辺の考え方はあると思います。

ただ、P T Aの方々も廃品回収をするに当たって、それに対してはやはり補助をしていく。そして、その集めるための努力といいますか、支援というか、この辺もやはりこれからは、多分、まちづくり協議会等、地域の力というのにも必要になってくると思います。最近の御家庭では、やはり軽トラック等を持っていない方等もあって、どうやって回収するんだというような相談もあるときに、それはやはり学校、地域の子ども会の行事ではあるけれども、地域として応援していこうというような形になったときに、初めて地域との協働ということが出てくるのではないかなど。そういった部分での情報提供であったり支援ということは、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

また、こいのぼりにつきましても、平成23年の3・11東日本大震災のときに初めて始めたんですが、そのときはまだ観光協会、町の運営でやっておったときにこれが始まった。それを今、観光協会が引き継いで、各地区のまちづくり協議会等の協力を得ながら、そして昨年、不破中の子たちが、英語のプロモーションビデオの中でこいのぼりを縫っているおばあちゃんの映像が出たんですけれども、まさにそういった子供たちもしっかりと意識しているような状況の中で、地域のかかわり合いを持っていただけるということは大変ありがたいことだというふうに思います。

先ほど午前中の質問の中で、数のお話とかいろいろございましたけれども、やはりそこにある思い、数が多いから偉いんじゃないなくて、やはりそこに飾るに至った思いというものをしっかりとあらわしている、やはり垂井が誇るこいのぼりというものにしていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、これからもそういった部分での支援をしっかりしていきたいと思っております。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は14時50分といたします。

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 通告に基づいて質問をします。

質問は、一つは夏休みの留守家庭児童教室について、一つは保育園・幼稚園の空き施設について、もう一つがEV充電器の設置に当たっての3つでございます。

最初は、夏休みの留守家庭児童教室についてお尋ねをします。

この質問をするのは、働く子育て世代のお母さんは本当に大変で、この就労を何とか支援をしなくてはならないとの思いからです。

夏休みの留守家庭児童教室ですけれども、とりわけ小学校1年生は子育ての幾つかある壁の大きな一つだと言われております。そのわけは、それまで保育園、こども園では朝7時から受け入れをされておるわけですけれども、それが小学校に上がって最初の夏休みが来ると、この留守家庭児童教室では朝8時からしか受け入れないということで、働き続けようとする、特に正規社員で働き続けようとするお母さんには大変な障害となっているということです。

昨年、同じ質問を一般質問でしたんですが、そのときの答弁は、何しろ職員の手当がつかないと。現在でもいっぱいであるのに、さらなる職員の補充はなかなかできないということでございました。しかし、きょうこのごろ、ここに来ては、そんな言いわけをしておっても始まらないというか、進まない。じゃあどうしたらいいというところになるわけですけれども、何とか職員の確保をしなくてはならないわけでございますけれども、その職員の募集方法にも一つ問題があるのかなと思います。

夏休みの朝1時間のことですから、それに的を絞ったような募集、短期間・短時間で何とか1時間助けていただけないかというような募集の方法を考えたらどうかと思います。例えば夏休みの学生さん、特に福祉の分野ですとか教育の分野に進んでおられる大学生の方に何とか助けていただけないかなどと考えるわけです。学生さんのボランティアは、既に一部導入されておるといふか、お願いしているところもあるようですけれども、それをこの夏休みの短期間、朝1時間に特に的を絞って募集できないかというところでございます。

次に、保育園・幼稚園の空き施設についてお尋ねをします。

幼稚園や保育園は、今現在、休眠しておるような施設、それから特に垂井地区では、垂井こども園の開設に伴いまして一度に3つの施設があいたわけでございますけれども、その中の1つは、福祉施設のけやきの家さんの利用のために跡利用が計画され、進んでおるわけでございますけれども、ほか2園ですね、幼稚園と東保育園、これを今後どうしていくかということでございますけれども、地元からはいろんな要望もあります。地域の文化活動に使いたいとかあるわけなんですけれども、もう既にあいておるわけで、この夏が来ると雑草も生えてくるやら、いろいろ管理上の問題も出てくると思います。早急に計画をして、実行してはどうかと思う

わけでございます。

3つ目の質問は、EV充電器の設置に当たってでございます。

新しい庁舎の駐車場に電気自動車用の充電器を設置する計画になっておりますけれども、それに当たっては、第1に利用者の利便性、第2に運用に当たって管理業務の負担の軽減、あとできれば、民間団体、協会などが提供しておる設置補助金、それから経費となる電気料金なんかも何とか払ってもらって、町の収入となるようにするのがいいかなと思うんですけれども、そういう観点からお尋ねをします。

設置の場所ですけれども、計画ではおもしろいやり駐車場と併設というか隣同士のスペースに計画されておりますけれども、ハンデのある方ですね、障がい者とか高齢者、それから妊婦さんとかが使うおもしろいやり駐車場は、玄関の近くに、ゆったりとしたスペースにとるのがいいかと思うんですけれども、この充電設備は、何もその玄関の近くやら便利なところにとる必要はなくて、むしろ駐車場内でしたら、一番遠いあたりですいているエリアにつくってもらうのが利用はしやすいわけでございます。できれば全く別のエリアにつけてもらったほうがいいのではないかと思います。

それから、この設備の運用ですけれども、365日24時間使えるようにするのがいいのではないかと思います。この急速充電器は、おおむね1回の利用が30分というのが主流ではないかと思うわけですが、そういたしますと、24時間運用したとしても1日に利用できる車はたった48台です。それを例えば庁舎のあいている時間に限りますと、一遍にその半分以下になってしまいます。せっかく設ける施設ですから、広く一般に利用してもらうのがいいかと思いません。

それと、この電気自動車のユーザーさんは、大概自宅だったり職場に充電用のコンセントを持ってあって、ふだんは、それ、寝ている間とか、夜に安い料金で充電して使っているというのが普通なんですけれども、じゃあ何で庁舎につけるかという、やっぱり外部というか遠方から来る人は、公共施設に充電器があると非常に安心して出かけてこられるというところがあります。そのためにも、時間を限らずにいつでも利用すべき、土・日も含めてしたら、観光面でも有効なのではないかなと思います。

それから、その運用ですけれども、当然これは有料で運用されるであろうと思いますけれども、それについて、カード式の標準的な認証装置をつけるべきだと思うわけですね。施設によっては、事務所まで行って、住所と名前を書いて、鍵を借りて利用するなんていう施設もあるわけですが、そういうことだけはどうしても避けたほうがよいのではないかと思います。

以上、いろいろ御提案も入れての質問ですけれども、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） 安田議員の1つ目の御質問、夏休みの留守家庭児童教室についてお答えさせていただきます。

当町では、平成28年度より夏休みのみの入室の受け入れを開始し、それまでは通年利用者として校区の留守家庭児童教室にのみ入室が可能でしたが、夏休みの利用者は、校区の留守家庭児童教室にあきがない場合、他の校区の留守家庭児童教室に入室を可能としたため、夏休みのみの利用者の枠をふやすことにつながっております。

それでは、3つに分けて答弁させていただきます。

1つ目の御質問、受け入れ時刻を7時からにはできないかでございます。

現在、学校休業日の留守家庭児童教室は8時30分から通常の開室をしておりますが、8時からでも開室前預かりを行っております。これは、小学校の始業時刻に合わせているところであり、あわせて現在2交代制で実施している指導員の勤務時間を考えましても妥当な開室時間であると考え、要望等もほとんどなかったことから、今に至っているのが現状でございます。

しかしながら、子供が登校のために自宅を出発する時刻が7時30分ごろが多いということを考えますと、学校休業日に8時前の利用ニーズがないとも言えず、今回、要望もあることから、今後、保護者へのアンケート調査を実施の上、検証し、受け入れ時刻につきましては慎重に判断したいと考えております。

次に2つ目の御質問、職員の募集方法の見直しは検討しているかでございます。

現在、常勤の指導員の欠員がある場合には、ハローワーク、広報、町ホームページや福祉職専門求職サイトにおきまして募集を行っております。また、夏休み前には、町内小学校で勤務されている個別支援教育講師に対し補充指導員の募集、大学や短期大学の学生に対しては、保育士養成課程または教員養成課程を専攻する学生、看護師養成課程または保健師養成課程を専攻する学生に限り、アルバイトの募集をしております。あわせて、教員や保育士を退職された方に随時依頼をしているところでございます。これにより、現時点では常勤指導員の不足はありませんが、2交代制でふだんの2倍の指導員が必要となる夏休みの補充指導員の確保をクリアできるかどうかといったところでございます。

夏休みの指導員確保は、毎年苦慮しておりますので、今後、新聞折り込みチラシでの募集等も検討してまいります。

次に3つ目の御質問、短期ボランティアの導入ができないかということでございます。

本町の留守家庭児童教室の指導員は、補充指導員も含め、教員免許や幼稚園免許、保育士免許等の資格を持った方を採用の条件としております。子供を預かる以上、誰でもいいというわけではなく、責任を持った質の高い学童保育を実施すべきと考えております。資格を持たない方の採用やボランティアの導入に関しましては、検討をしていないのが現状でございます。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 安田議員の2つ目の質問、保育園・幼稚園の空き施設について、

今後の利活用計画についてお答えさせていただきます。

垂井こども園の開設に伴い、垂井幼稚園が空き施設となり、また今年度、宮代、表佐、府中並びに岩手幼稚園では、保育園児・幼稚園児とも保育園舎での一体保育・教育を行っており、それぞれの幼稚園舎では園児を受け入れておりません。また、合原幼稚園は休園中であります。

しかしながら、幼稚園舎は小学校と隣接もしくは近隣にあるため、小学校児童との交流、5歳児の小学校のプール使用時など、また園外保育で現在の幼稚園舎も定期的に利用しております。

今後につきましては、少子化の中で保育園児・幼稚園児は減少することが見込まれ、今後も保育園舎での一体保育・教育を実施していくことが想定され、幼稚園舎の利活用は検討課題であると考えております。

こうした中、公共施設等総合管理計画においては、今年度、公共施設アクションプランの策定を予定しており、各公共施設の今後のあり方を廃止も含めて検討することとしておりますので、この公共施設アクションプラン策定の中で、垂井こども園開設に伴い空き施設となりました垂井東保育園も含め、各幼稚園舎の今後のあり方について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 安田議員からの3番目の御質問、E V充電器の設置に当たっての答弁をさせていただきます。

今回のE V充電器の設置計画は、新庁舎の建設にあわせて、電気自動車の普及促進を図るため、駐車場に充電器を1基計画するものでございます。

お尋ねがございました設置場所についてでございますが、新庁舎駐車場の南東側、おもいやり駐車場に隣接したスペースに計画をしております。議員からは、おもいやり駐車場との隣接は避けるべきだとの御意見でございましたが、庁舎を利用する住民がその間に充電をできることや、充電中に庁舎内の展示スペース等で必要な情報を得ていただくことに配慮したものでございます。したがって、エントランスにも近い位置が望ましいと考えております。

次に、運用についてでございますが、運用につきましては365日24時間運用が基本であるとの御意見でございますが、さきにも申し上げましたとおり、今回の充電器設置の目的は、庁舎の利用と連動させて御利用いただくこととしておりますので、駐車場の利用が可能な時間のみの計画でございます。

また、利用に関しましては、議員御提案のとおり、無人運用で、I Cカード認証、パスワード認証などを採用する計画で、利用者はカードにて料金を支払うというものでございます。

次に、本充電器の設置につきましては、町が直接設置する手法ではなく、町が設置スペースを貸与し、そこに設置業者の負担により急速充電器を設置する手法で検討を進めております。したがって、設置につきましては、町が費用を負担することなく、設置業者から土地の賃

借料または使用料を徴収する予定で現在協議を進めているところでございます。

さらに詳細な設置方法・運用方法を今後検討していくに当たりましては、議員御提案の内容も参考とさせていただきながら、高速充電器の利便性の向上を図りつつ、魅力ある新庁舎の建設に努めてまいりたいと考えております。御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 児童保育について、1つ質問をさせていただきます。

児童保育は、今後もますますニーズが高まると思われまます。また、留守家庭児童教室についてですけれども、短時間のボランティアさんの募集については保育士さんあるいは教員免許を持つ方ということであるということでしたけれども、今後、そういうことなら助けてあげたいというような方もお見えになると思うんですね。なので、短期間の短時間に限りということですけど、免許がないんですけれども、そこは教育というか講習を受けていただくなり何なりで対応できないものかと考えますが、この点だけちょっと聞いてみたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） 安田議員の再質問でございます指導員の確保ということになりますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、まず現状、8時前の住民ニーズがどれぐらあるかということを確認しまして、その後になりますけれども、例えば8時前になった場合は、現在の平日の勤務時間、指導員に関しましては4時間、それが夏休みの勤務につきましては5時間から5時間半ということで、2交代で実施しております。それが8時前になりますと、これを3交代で実施しなければいけないようなことも生じてまいります。

それと、先ほど言いましたアルバイトに関しましても、私どもは枠を持ってまして、そこで調整を図っておるところでございますけれども、議員申されますとおり、そこら辺のあたりも今後検討していくということも必要かなと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長から登壇の許可を得ました。早速、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私、2点を質問させていただきます。

まず1点目、幼保園4園化に向けた今後の取り組みと認定こども園化についてと、2番目としまして、出産後の母親に対するメンタルケアについてでございます。

まず、第1点目から始めたいと思います。幼保園の4園化に向けた今後の取り組みと認定こ

ども園化についてでございます。

保育園・幼稚園を一元化し、町内を4園に整理・統合する案が示されてから、まず綾戸保育園、垂井北保育園及び垂井東幼稚園を統合した垂井東こども園が開園され、この4月からは、垂井西保育園、垂井東保育園及び垂井幼稚園を統合して開園された垂井こども園と、着実にその取り組みがなされてきております。また、懸案でございました3歳児からの幼稚園、これは全園での開設にも尽力されて、この4月から始まっておりますけれども、さらなる子育て支援の充実に向け、一步一步前進、成果を上げられてきておるところでございます。

第5次総合計画の最終年度となる平成29年度の第10期実施計画にもありましたように、4園化の残り2園について、1つの学校区内における垂井東こども園、垂井こども園の開園と比較して、学校区を異にする相当ハードルの高い岩手・府中地区を統合する北部、また表佐・宮代地区の統合と既に認定こども園として運営されております栗原地区の私立施設の並立を包含した南部、4園化の完結に向けた今後の取り組みをまず町長にお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、厚労省所管の保育園、文科省所管の幼稚園、毎年の年齢・クラス編成に対応できるようにそれぞれ条例が制定されていますが、住民にはわかりにくい一面があるのではと思っております。

現実の今の状態は、国における子ども・子育て支援新制度であります内閣府子ども・子育て本部にて一元的に対応される認定こども園に移行が容易にできるのではと思っております。

この認定こども園は、就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能とあわせて、特筆すべきは、地域における子育て支援を行う機能が付加されることでございます。現状の子育て支援センターは、今までの表佐保から移動した垂井こども園と垂井東こども園及び社協運営の岩手保育園での子育てサロンの計3カ所が、比較的北部に集中した状態になっていると思われる中、町内に分散配置ができる大きなメリットも生じるのではと思っております。

さらに進化した取り組みとして、認定こども園移行について、町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、2点目でございます。出産後の母親に対するメンタルケアについてでございます。

心身ともに大変な出産を経て、引き続き育児を担う母親が、不眠、無気力、集中力低下、自己否定などの抑鬱状態が2週間以上続いておりますならば、産後鬱病という心の病気を発症していると言われております。頭痛やだるさなどの身体症状としてあらわれることもあるそうです。

出産後の母親の心身ともにの健診の現状はどのようになっておりますか、お尋ねいたします。

あわせて、精神科や心療内科などの専門的健診メニューがない場合の今後の取り組みの可否について、御所見をお伺いしたいと思います。

以上2点、御質問させていただきます。よろしく御答弁賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の御質問にお答えをしたいと思います。

大きく2点ございました。幼保関係、それから出産後の母親につきまして。

1点目の幼保の4園化に向けた今後の取り組みについて、認定こども園化につきましては担当から説明させますのでよろしくお願いをしたいというふうに思います。

まず、議員もおっしゃっていただきましたけれども、本年度から垂井こども園が無事に開園する運びとなりまして、地域の方々にも大変喜ばれて、また子供たちも元気に学んでおるところでございます。この開園に向けまして大変な御協力をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

今、御質問の中で、本町の幼保一元化の4園化の完結に向けた今後の取り組みということでございますけれども、この4園というのは公立の部分の4園でありまして、私立のハチスさんについては、そのまま存続する中で一緒にやっていくつもりでございます。したがって、垂井町全体といたしましては、5園で小さい子供たちの幼児保育をしていくというような形になっております。

この計画につきましては、平成23年12月7日にお示しをしました垂井町幼保一元化等推進計画案（第2次）にあります基本にお示しをしましたとおり、垂井地区、東地区、南部、北部の公立4園に加えまして、合原地区の私立1園、ハチスチルドレンズセンターをもって、垂井町で計5園の幼児の教育・保育を運営していく計画でございます。今後も調査・検討を行う中で、町全体として財源の均衡なども見ながら順次進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、ハチスチルドレンズセンターにおきましては、今年度から幼保連携型認定こども園として開園しておられまして、これによって垂井町は本年度から全ての地区においてこども園という形の中で始まっておりますけれども、各地区において保育・教育を一体的に行えるところになったところでございます。また、公立・私立全てにおいて3歳からの幼稚園児受け入れがスタートすることができまして、当町における全ての子供たちが平等に教育と保育を受けることができる施設環境が整ってきたものと考えておるところでございます。

今申しましたように、南部におきましては、表佐、宮代、そして栗原も含めたというような形で議員おっしゃいましたけれども……。

○4番（若山隆史君） 違う、違う。よく聞いていただかないかん。並立を包含と言ったの。

○町長（中川満也君） ですから、並立ではなく、並立をするという形の中での答弁をしておりますので、そういった形を改めて確認しておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

南部においては、栗原地区のハチスさんにこれまでどおり頑張っていたが、公立が4園ある中で私立が1園あることによって、それぞれ切磋琢磨する、あるいは子供たちにとってもいい環境で学べる状況をつくるという中で、町内5園の形の中での展開をしていきたいと考えておるところでございます。

なお、議員もおっしゃいましたように、これから進める南部・北部につきましては、校区を

またぐわけでごさいます、やはり地域住民の方の理解をしっかりと得ていくことが大前提でございまして、これの説明をしっかりとしていきたいというふうに思っておりますが、まだ現在、庁舎の建設、そして垂井こども園が終わったばかりというような状況の中で、その次の段階に取りかかっていないのが現状でございすけれども、何とかこれをしっかりと進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、保育園・幼稚園は合同いたしますけれども、小学校区につきましては、今までも述べておりますように、各地区のコミュニティーの中心でございす。小学校の統合ということは絶対考えておりませんので、よろしく御理解賜りたいというふうに思います。

子供たちの大切な生活の場となる施設整備に当たっては、今までの地域の状況に応じた規模の施設を整備するといった視点から、全ての子供が平等に教育と保育を受けることができる施設環境の整備が重要であるというふうに考えております。少子化が進み、子供たちを少人数の中で預かっていくことが本当にいいのかどうか、あるいはより多くの方と切磋琢磨する中で育っていく環境をつくっていくということも大事であるというふうに思っております。町民の皆様のお声を伺いながら、改めて第2次計画案を慎重に検証し、必要に応じて柔軟に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） 若山議員の1つ目の御質問の中の公立保育園・幼稚園の認定こども園化について、お答えさせていただきます。

現在、一体的に保育・教育を進めております中での将来を見据えてのお話をいただいたと思います。議員が言われますように、認定こども園にするには地域における子育て支援を行う事業を付加する必要がございます。

そこで、子育て支援事業の一つ、本町の子育て支援センター事業について確認してまいりますと、実施場所の確保が可能であります垂井こども園内に垂井町子育て支援センターつくしんぼ、垂井東こども園内に垂井町子育て支援センターさくらんぼの2カ所に加え、岩手保育園内で子育てサロンを開室いたしております。地域に関係なく御利用いただける施設としております。本町の子育て支援センター、子育てサロンは、地域に関係なく保護者の方が交流していただけるいい機会を提供できるのではないかなということを考えているところでございす。

さて、認定こども園化につきましては、要件の一つに子育て支援事業の5項目の事業に該当する事業の中で、いずれかを行うことになっておりますので、全町的にどの事業をどこの園で行っていくのか、あわせて検討していく必要がございます。また、通常の保育・教育に人員が必要なところ、子育て支援事業を追加することによる人材確保が可能か、施設の整備等は必要ないかなど、さまざまな検討課題がございます。

各地区で認定こども園化を進めるために必要になる事業、それに伴う全町的な課題を整理・検討しながら、垂井町幼保一元化等推進計画案（第2次）、垂井町公共施設等総合管理計画等

に沿って進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

続きまして2点目の御質問、出産後の母親に対するメンタルケアについてお答えさせていただきます。

初めに、妊娠・出産・育児期の女性が出会う精神保健の問題は幅広く、女性のライフサイクルの中で特に出産後は精神障がい発症率が最も高い時期でございます。

議員言われました産後鬱病は、発症の頻度が高く、かつ見過ごされやすい疾病でありまして、出産した女性の10%から15%が産後鬱病になると言われております。症状が重い場合は、精神科医など専門家の受診を勧めることとなりますが、多くの母親は、家事や育児支援を受けながら、母親の話を家族や第三者が十分聞くことで乗り越えていくことができます。そのため、産後鬱病を予防または早期に発見・援助することで、母親の精神的安定が得られ、安心して育児に専念し、子供と良好な母子関係を築くことにつながります。

さて、1つ目の御質問、出産後の心身ともにの健診の現状はどのようなになっているかでございます。

出産後、最初の健診は医療機関で行う1カ月児健診でございます。出産した医療機関で行うことが多く、健診内容としては、身体測定、血圧検査、検尿、問診、内診などを行い、出産後の身体の回復状況を確認、あわせて育児に対する不安などの精神面でのフォローも行っています。その後、町の単独事業といたしまして、4カ月児健診、10カ月児健診を実施し、母子保健法で定められております1歳6カ月児健診、最後に3歳児健診を実施しております。どの健診時においても、母親への精神状況に関する問診項目を確認し、精神的な支援につなげております。

そのほか、健診事業ではありませんけれども、母子への支援事業といたしまして、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施しております。第1子につきましては、出産後2カ月をめぐりに保健師が、さらに3カ月をめぐりに全世帯に母子保健推進委員が家庭訪問を行っているところでございます。家庭訪問では、室内の生活の様子など、母子との面談から現状を把握し、母子に対する支援の必要性を見きわめているところでございます。また、毎月1回、乳幼児相談を行っており、母親からの育児等の相談により不安解消につなげているところでございます。

次に2つ目の御質問、精神科や心療内科など、今後の健診の取り組みについてでございますけれども、当町においては、健診時の母親の面談の中で母親の異変に気づいた保健師が母親の両親に支援を依頼し、心療内科の受診と両親の育児サポートによりまして回復に至った事例があったことから、産後鬱病等の予防・早期発見の重要性については認識しているところでございます。

しかしながら、精神科や心療内科の専門的な健診を行うことは難しく、近隣市町におきましても取り組まれている実績はございません。

今後、各健診や教室のみならず、いつでも保健センターに来所していただき、保健師への相談、対話、さらに話を聞くことで、母親のさまざまな不安を解消し、産後鬱病等の予防・早

期発見につながるよう体制を整えていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

私の事前の通告書が言葉足らずな部分があったやに思いますけれども、再度ここではっきりさせておきたいのは、これから取り組むあと2園の問題については、4園というのは、これは公立を前提としたふうだと思います。第5次総の第10期計画、これの中身を見ていただければおのずとわかるはずなんです。学校区を異にする相当ハードルの高い北部と南部という言い回しです。特に南部につきましては、私立の歴史ある、特色ある、現在は認定こども園となられておりますけれども、その存立を確保した上での南部というふうでないと、これは事が非常にややこしい話になりますので、そこら辺、よろしくお願いをしたいと思うんですけれども、ここで御質問を再度させていただきたいんですけれども、柔軟に対応していくんだというようなことなんですけれども、これから、この4月に始まったばかりで、やっと2園が解決した。あと残り2園はどうするんだという、畳みかけるような、そういうつもりは毛頭ございません。がしかし、このあと2園につきましては、非常にハードルが高うございますので、具体的にどのような体制でどのような検討をなされていくかという、住民にも見える状態で検討を進めていく、横、時間軸が相当なものになると私は思っております。そこら辺をしっかりと対応していただく体制ですね、これについて再度お尋ねをいたしたいと思っております。

あと、メンタルケア等につきましては、あるいは認定こども園につきましても、いわゆるそれなりに前向きにというような、検討を加えてやっていくというようなことでございますし、メンタルケアにつきましても、現状でも対応をしておっていただけるといふふうに御答弁をいただいておりますので、これは了といたしたいと思っております。

それでは、よろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず冒頭、先ほどの並立、包含という部分、全く思いは同じでございます。私どももハチスさんを大事にしていけないかということ、ずうっとこれまでやってきた中での話でございますので、ややもすると南部を1つにというような捉え方ではなくてということと言いたかったので、その部分だけは、全く今、若山議員と思いは同じだというふうに認識をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、この後の今の2園についてでありますけれども、まず先ほども言いましたように、ちょっとごたごたしておるような状況の中で、具体的にまだ動いている状況ではございませんが、

今後の取り組みといたしましては、やはりその4地区、北でいいますと府中・岩手地区、南でいうと表佐・宮代地区のそれぞれ対象の方々、あるいは地域の方も含めて、説明会なり意見聴取を行いながら、どちらを先に進めていくかというところから始まっていくと思います。当然これには、1つにするわけですから、場所をどうするかということもかかわってくるわけでありますので、そこら辺も含めて、情報交換あるいは意見聴取をしながら進めていくことになろうかというふうに思います。そういったことを、やはり今の健康福祉課、子育て支援がやっていくことになりすけれども、こういった体制の中で将来に向けてしっかりとやっていきたい。

ちょっと今、若干、垂井こども園で用地の取得に手間取った分、おくれが発生しまして、それをずうっと引きずっておるような状況でございますけれども、何とかこれを確実に進めていきたいという思いで、今後、地域の中に出向いて意見聴取をしていきたい、そこから始めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく3点お尋ねをいたします。

まず第1点目、泥川排水機場の早期実現を、第2点目、合原幼稚園の活用を、第3点目、表佐塚之宮交差点改良の現況並びに進捗状況についてと題して、お尋ねをいたします。

まず第1点目、泥川排水機場の早期実現を。

我が町の泥川流域は、非常に勾配の緩い平たん地で、大谷川、相川の背水の影響、背水とは、御存じのとおり、河川の下流側の水位変化の影響が上流に及ぶ現象のことで、この背水の影響を受け、自然排水が困難な地域で、これまで何度も泥川に排水する水路の氾濫や内水氾濫の被害を受けてきました。

こうした中、岐阜県が実施している大谷川及び相川の改修も進み、地元、藤壇県会議員のお力添えもあり、泥川においては、平成23年9月に大垣市十六町地内において泥川逆流防止水門の供用開始がなされ、以降、平成24年の西濃豪雨や平成25年の台風18号、また昨年、平成29年の台風21号等による洪水時には、その大きな効果が見られたところであります。

しかし、近年頻発している局地的な豪雨による内水が、表佐・栗原地区の道路の冠水、農地浸水被害を生じさせました。特に平成29年10月22日、台風21号では、栗原地域に大きな被害をもたらしました。内水と外水が上がると樋門がきかなくなり、洪水時には泥川への排水ができないため、根本的な解決には至っておりません。

河川流域における冠水被害軽減のための対策事業について、地元、藤壇県会議員の再度お力添えをいただきながら、今年も県庁へ陳情に参っております。県においては、被害想定を行い、対策工の計画規模を検討していただいているところであります。ぜひとも、これら検討結果も踏まえ、当地区の農地及び農作物を浸水被害から守るため、内水の排除等の促進のため、泥川排水機場の早期実現が望まれるところです。

岐阜県庁のホームページ、岐阜県新五流域総合治水対策プラン、揖斐川流域における総合的

な治水対策プランの段階的な進め方の中の次期短期の目標（10年程度）、ハード対策（治水施設の整備）に、その欄によりますと、泥川について、おおむね20年に1度発生する規模の洪水を安全に流下させる総合的な内水対策を行うとあります。相川については、築堤護岸による排水影響対策を実施する、そして泥川は排水機場設置に着手すると書いてあります。これが次期短期の10年とあります。また、中期の目標——20年から30年程度とありますが——においては、泥川について、総合的な内水対策を実施し、排水機場を整備すると書いてあります。十年一昔と言われますが、その着手時期について尋ねるものであります。

泥川排水機場の早期実現が望まれる。これは県の仕事ではあります、そこで1つお尋ねいたします。

排水機場の着手はいつごろの予定か、町としてお尋ねをいたします。

2つ目、昨年の栗原地域の豪雨被害では、町としてどのような対応をされたのかをお尋ねいたします。

3つ目、昨年度の栗原での豪雨被害で、排水機場がなければ、昨年並みの豪雨があれば、間違いなく災害が発生することが立証されたこととなります。

そこで、お尋ねをいたします。

3つ目、排水機場設置実現までの間の栗原地域の豪雨被害対策について、先ほど前の議員がいろいろ尋ねられたときには、企画調整課長がソフト対策について実にたくさん回答がありましたので、今度はソフト対策ではなくてハード対策の観点からお尋ねをいたします。

それでは、大きく第2点目、合原幼稚園の活用を。

今回、合原幼稚園の活用をということで質問をすることになりました。これは、ある住民の方が、合原幼稚園を今は使っていない、合原幼稚園はこれから一体どうするのか、幼稚園として使っていくのか、それとも使わないのか、ずうっと休園になっていると。もし使わないとするなら、住民にもっと開放してもらえないか。活用させてもらえないか。例えば、まちづくり協議会で委託されて使うとか、そういうようなお尋ねがあったことが今回の質問のもととなっております。

ハチスチルドレンズセンターが、先ほどもありましたが、今年度、平成30年から保育所より幼保連携型認定こども園に移行されました。ということは、これまで栗原には幼稚園は公立しかなかったわけなんですけれども、栗原地域においては幼稚園を希望する方はハチスチルドレンズさんに入園すればよいということにもなるわけでございます。

そういうふうにならぬとたどっていきますと、これに関連して幼保一元化を今後どのようにしていくのかなど。先ほど来の町長の答弁は、上から、大きな4園化構想から下へおりてくるわけなんですけど、私は一番末端から上へ上へと上がっていくわけなんですけれども、そうした場合に、この4園化構想でかなり違ってくるんじゃないかと。先ほど来、お尋ねするまでもなく、ハチスさんの存在についてははっきり明言されておられますので、仮にそうだとすれば、合原幼稚園というのはい一体どういう役割を果たすのか。他の地域とは違いまして、他の地域に

は保育園・幼稚園、栗原地域にはそうすると幼稚園が2つというような形にならないかというふうに思ったりするわけでございます。

それを含めまして、合原幼稚園は、前の議員、またその前の議員、空き施設についていろいろお尋ねがありましたけれども、岩手、府中、表佐、宮代、この幼稚園・保育園と栗原の合原幼稚園とはちょっと違うと思うわけでございます。合原幼稚園を例えば開放したり、何かほかの目的に利用するとすると、ほかの幼稚園との兼ね合いとか横並びの意識で持たれると、非常に事は進みにくくなるわけですが、そのあたりは……。

○議長（角田 寛君） 富田議員、簡潔に質問の趣旨に従ってよろしく願います。

○11番（富田栄次君） はい。

ですから、簡潔に申し上げます。

4園化構想、これは先ほど来の認定こども園もありますが、私も最初に認定こども園の話が出たときに、これは質問のところに入っているんですけど、先ほど前の議員がされているから省略をしていくわけなんですけれども、私が出しているのは幼保一元化の今後の全体計画についてというのを出しているんですけど、もう先ほど来されておられます。認定こども園というところから始まっているわけなんですけれども、私は垂井町の今というのはちょっとボタンのかけ間違いがあるんじゃないかというところがあります。

それはどういうことかといいますと、少子化が進んでいる、それでいて南部・北部を1つにしていくとすると、当然また先ほど来の、前の議員が言われたように、保育園・幼稚園があいてくるわけです。それを1つずつ言うと、まだ利用していますとか、表佐も使っていると……。

○議長（角田 寛君） 簡潔に願います。

○11番（富田栄次君） まだ10分ですけど、質問内容。先ほど来、20分以上やっておられた方がいましたが。

○議長（角田 寛君） いえいえ、そういうことじゃなくて、要旨について。

○11番（富田栄次君） はい。

じゃあ、言います。

これは出しているとおりです。この幼保一元化の全体計画について、これはあくまで4園化構想を進められるのか、また検討されることがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

2つ目、休園が続いております合原幼稚園の活用について、先ほども言いましたが、ほかの幼稚園とは違うということで、これについての活用について再度確認をさせていただきたいと思っております。

それと3つ目、大きく第3点目、表佐塚之宮交差点改良の現況並びに進捗状況についてお尋ねをいたします。

塚之宮交差点は、国道21号線と町道垂井表佐線が交差する、多くの方が利用する重要で危険な交差点であります。右折待ち車両への追突事故が多発するような危険箇所でございます。

これまでも、十分御存じだと思うわけですが、国道の改良計画案は、歩道橋の計画、

右折レーンの設置や歩道の新設等ということであったと思うわけですが、その東西に位置する宮代交差点とか表佐交差点、この3つの交差点をまとめて、一つの交通安全対策事業として、国において平成27年度に初めて予算化がなされたもので、その事業概要は、事業着手が平成27年度から、供用開始目標が平成31年度、全体事業費としてはおよそ8億円程度、そのうち用地費や補償費がおおよそ半分ぐらいになるのではないかと。平成27年度、28年度にかけては、調査、測量、設計を、また平成29年度以降、用地取得、着工を目指すというものであったと思います。

平成29年度、国の予算として国道21号交通安全対策事業に1億3,800万円が予算化されましたが、平成28年度、調査、測量設計が実施されたとき、一部の地権者の方の同意を得ることが難しかったようなことと聞いておりましたが、そこでお尋ねいたします。

現況並びに進捗状況、今後の見通しについてお尋ねするものであります。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 富田議員の大きな1点目、泥川排水機場の早期実現についての①番の排水機場の設置はいつごろを予定しているのかと、③の実現までの間の栗原地区の豪雨被害対策についてと、また大きな3点目で表佐塚之宮交差点改良の現況並びに進捗状況について、建設課所管でございます、私のほうから答弁をさせていただきます。

1点目の排水機場の設置はいつごろかということでございますが、泥川排水機場につきましては、以前より岐阜県に対し、排水機場の整備を要望しておるところでございます。最近では、ことしの2月になりますが、県土整備部長、農政部長に対しまして、町長以下、地元県会議員、地元選出の町会議員、地元土地改良区理事及び地元の連合自治会長とともに要望を行ったところでございます。

泥川流域は、非常に勾配の緩い平たん地で、相川の背水位の影響を受け、自然排水が困難な地域で、泥川に排水する水路の氾濫や内水氾濫、または農作物の湛水被害を受けやすい特性を持っております。

また、泥川は、大谷川とともに相川に合流する河川でございます。その改修は、大谷川の改修状況とのバランスを考慮しながら進めていく必要がございます。

今後も、農政部局との連携を図りながら、大谷川の洗堰のかさ上げ改修時にあわせて排水機場の整備を進めていただくよう、県に働きかけてまいります。

続きまして3点目の排水機場設置までの豪雨被害対策についてでございますが、泥川の下流、大垣市十六町の下流に、水位影響による浸水被害を軽減するための治水対策といたしまして、逆流防止を目的とした泥川水門が設置されました。平成23年6月から供用開始がされておるところでございます。

昨年、台風21号の際にも水門を稼働させていただきました。農地湛水や道路の冠水は見られましたが、家屋浸水被害には至りませんでしたので、今後も河川の水位状況を見ながら県に対応していただきたいと考えております。

続きまして大きな3点目、表佐塚之宮交差点改良の現況並びに進展状況につきましては、平成27年度に事業化がされました。翌年の平成28年度には詳細設計業務を施行し、その後、順次、地権者の方々に説明を行ってまいりました。

昨年末から、国道北側の歩道設置に関し、検討しておりましたが、公安委員会との事前協議が済み、またことし3月末には地権者から歩道設置についての承諾も得られました。これにより、隣接地権者全員から現地立ち入りの承諾が得られましたので、今後は用地の幅ぐいの設置を行っていくとともに、用地測量、補償算定後、用地買収並びに補償契約の締結後、早期に工事着手できるよう、国土交通省、岐阜国道事務所へ要望をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 産業課からは、富田議員の1点目、泥川排水機場の早期実現についてのうち、1つ目の排水機場の設置はいつごろの予定かと、3つ目の排水機場設置実現までの間の栗原地区の豪雨被害対策についてお答えをさせていただきます。

昨年10月22日夜から23日未明にかけて、台風21号による豪雨により、表佐地区、栗原地区の農地が冠水しました。そのうち、稲刈り前の水田などが約5ヘクタールあったところでございます。

議員も言われましたように、当町の泥川流域は、非常に勾配の緩い平坦地で、大谷川、相川の背水の影響を受け、自然排水が困難な地域で、内水氾濫による被害を受ける地域でございます。

このような中、岐阜県が実施している大谷川及び相川の改修も進みまして、泥川においては、平成23年6月に大垣市十六町地内において泥川逆流防止水門の供用開始がなされ、大きな効果が見られたところではありますが、近年頻発している局地的な豪雨による内水が、表佐地区、栗原地区の道路の冠水、農地の浸水被害を依然として生じているところでございます。

現在は、大谷川改修工事の完了と同時に泥川流域における湛水被害軽減のための対策事業を確実に着手していただけるよう、岐阜県へ強く要望しているところでございまして、ことし2月14日には、議員にも御同行いただき、表佐地区、栗原地区の関係者の方にも御参加いただき、岐阜県県土整備部及び農政部へ要望活動を行ったところでございます。

岐阜県においては、これまで泥川湛水解析業務を行い、現在も継続して事業採択のための検討業務を行っていただいているところでございます。

一方で、栗原地区においては、平成26年度より県営圃場整備事業を実施し、用排水路の分離や排水系統を考慮した整備を行っており、また昨年度の工事におきまして、株式会社カジケイ鉄工の北付近で泥川へ排水するための排水ゲートを設置する工事を行い、泥川の水位が下がれば速やかに農地の水が排水できるよう対策をとったところでございます。

いずれにしても、農村地域の有する安全で安心な食料、その他農産物の供給機能及び多面的機能が適正かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備によりまして、その振興が図られる必要があると考えていますので、今後とも湛水被害軽減のための対策事業に向けてお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、1つ目の御質問、泥川排水機場の早期実現をのうち、2つ目の昨年の栗原地域の豪雨被害では町としてどのような対応をしたのかについて、時系列的にお答えをさせていただきます。

昨年の栗原地区におけます豪雨災害は、台風5号及び台風21号によるものであります。

台風5号にありましては、8月7日午後3時20分に大雨・暴風警報が発令され、翌8日午前1時35分に泥川の水位が避難判断水位7.1メートルに達したため、栗原地区まちづくりセンターに避難所を設置し、同時に栗原地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました。その後、泥川の水位低下を受け、午前6時にさきの発令を解除し、同時に避難所を閉鎖いたしました。

また、台風21号におきましては、10月22日午後3時45分に大雨警報が発令され、午後9時15分には泥川の水位が避難判断水位に達したため、栗原地区まちづくりセンターに避難所を開設し、同時に栗原地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました。その後、午後10時45分に泥川の水位が氾濫危険水位7.6メートルに達したため、栗原地区に避難勧告を発令し、災害対策本部を設置し、全職員を招集いたしました。一方、泥川水門が全閉されたため、泥川の水位はその後も上昇し、翌23日には、栗原地区の道路の冠水を確認したため、午前1時30分に職員を現地に配置し、交通規制をかけたところでございます。その後、泥川の水位が低下したことを受け、23日午後1時40分に避難勧告を解除し、同時に避難所を閉鎖、午後1時45分に災害対策本部を解散いたしました。

以上、町としての対応の説明とさせていただきます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） 富田議員の2つ目の御質問の1点目、栗原地域を含む幼保一元化の今後の全体計画についてお答えさせていただきます。

先ほど若山議員からの御質問の中で町長が答えましたとおり、幼保一元化に向けた取り組みにつきましましては、現在、垂井町幼保一元化等推進計画案（第2次）に基づいて進んでおり、施設の配置といたしましては、垂井地区、東地区、南部、北部の公立4園と栗原地区の私立1園の計5園としているところでございます。

なお、今年度からハチスチルドレンズセンターさんが幼保連携型認定こども園に移行された

ことによりまして、栗原地区といたしましても保育・教育を合同で行える体制が整いました。

今後の検討課題はございますけれども、こども園の4園化を進めること、ハチスさんを含め垂井町内5園で子供たちを守り育てる場をつくっていくという計画は、このまま進めていくつもりでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 富田議員の2つ目の質問のうち、休園が続いている合原幼稚園の活用についてお答えさせていただきます。

合原幼稚園は、入園希望者がなく、平成19年度に休園となり、その後、平成20年度、21年度には開園しましたが、その後、平成22年度から今年度まで休園の状態が続いております。

また、ハチスチルドレンズセンターが今年度から認定こども園となり、従来の保育園児のみならず、幼稚園児も受け入れ可能となったため、今日までの経緯から、今後も合原幼稚園への入園希望者はほぼいないものと考えられます。

こうした中、公共施設等総合管理計画においては、今年度は公共施設アクションプランの策定を予定しておりまして、この公共施設アクションプラン策定の中で、地元の意向をも確認しつつ、合原幼稚園の今後のあり方を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 御答弁ありがとうございました。

栗原についても、いろいろとハード面で対策をとっておっていただくということ、ありがたく思っております。

1つお尋ねしたいのは、最初に大きく見出しに出しました排水機場の着工の時期はいつごろか。これは、本当を言うと県のやることですから、町がどういう言ってみてもできることではないことは十分わかっているわけですが、陳情に行っていることもありますし、やはり町としては、このあたりまでにやってもらいたいというか、そういう一つの目標があってもいいんじゃないかと思うわけなんですけど、いや、それも口に出したらまずいということであれば結構でございますけれども、あれば県の成り行きにというふうには思っておられないと思います。やはりそのために陳情に行っているわけですから、早期着工の実現を目指していることはわかるんですけど、何せマニフェストの時代でございますので、数字がある程度出ればと思っ町長さんにお尋ねいたします。

それともう一つ、塚之宮交差点につきましては、そういった流れでありがたいと思っているわけですが、完成時期が、先ほど31年というのが当初だったか、このままでいくとどんなものか。これも明確に今の時点で言えないということであれば、そういう御回答でも結構か

と思います。

それと、避難勧告とか避難所ということで、いろいろと大変やっつけていただいているということで、ただ1つ、これもちょっと耳に入ってきたことですが、その避難勧告のとき、避難誘導等のときに、どうも緊急性とか緊張感が余り感じられなかったというのは、住民の方のほうにあるのか、どこにあるのかわかりませんが、そういう声もあったわけですが、そういう声というのはどういうところから出てくるのか、これもわからないことかと思いますが、もしもお答えいただけたらよろしく願いいたします。

3点、よろしく願いいたします。

避難勧告、緊急誘導等のときの、本当に大変だと。本当に大変なときは大変だと思いますし、まあまあするときも大変だということがあるかもしれませんが、そういったときのことで、昨年度のことをございます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の排水機場の着工時期であります、これはまさに議員おっしゃいましたように、県の事業でございまして、こちらからいつと、いつまでに完成し、いつにかかるといようなことはとても言える状況ではございません。ただ、先ほども答弁の中で担当課長が申しましたように、この排水機場の設置につきましては、大谷川の洗堰の完全閉鎖、そしてかさ上げ等が関係しております。今後、JRのかさ上げ等の工事も入りますので、そこら辺の工事が済んだからの状況で、できればかさ上げが済んだ時点で一緒にこの排水機の方にもかかっていたきたいという要望をしておるところでございまして、そのような中での時期ということを考えていただけたらというふうに思っております。

2点目の坎之宮でございまして、完成時期、まだちょっと明確に打っておるわけではございません。今回、難航しておりました地権者の方の同意も得られて、やっと立ち入りができるような状況になってまいりました。今後、やはり用地の買収とかそういう形に入っていきますので、そういったものが済まないことには工事にかかってくれませんので、正確なまだ何年完成というような形で申せる状況ではないということですが、地権者の方の同意を得られて、前へ進んでおるといふのを認識として持っていただけたらというふうに思っております。

また、避難誘導に関する緊張感の話でございまして、その話は私はまだ聞いておりませんが、想像しますに、相川の場合、やはり湛水被害でございまして、これがやはり住宅まで及ぶとなると、かなりの緊張感を持った形になってくると思いますけれども、そういった部分で割と緊張感がなかったのかなということも考えられないことはないんですが、いずれにしても、道路の冠水でありますとか田畑の湛水ということは大きな被害でございまして、そういった状況の中でこちらは避難勧告を出しております。特に昨年の21号台風におきましては、避難勧告まで出しておりますので、そういった状況の中での的確な対応をしていくよう

に対策本部として指導しておるところでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 12番 栗田利朗君。

〔12番 栗田利朗君登壇〕

○12番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

先ほど同僚議員が質問されましたので、かぶるところがありますけれども、よろしくお願ひします。

小・中学校の空調（冷房）設備の設置について。

地球温暖化の影響もあって、近年、暑い日が続き、夏季における高温（最高気温30度以上）、真夏日が多くなってきています。

エアコンなしの暑い教室での状況で日々を過ごしている先生や生徒たちを思うと、エアコンの設置を考えていただきたい。

学校では、1階よりも3階の教室の生徒たちが大変つらい思いをしています。特に昼からの授業になると、ぐったりしてしまっていて、とても授業を受ける状態ではない生徒もいると聞いています。保護者の方からは、野外だけではなく、教室の中でも熱中症になってしまうと心配されています。

快適な授業環境を保障するためにも、小・中学校の普通教室にエアコンの設置が必要であると思いますが、担当課の所見を伺います。

過去にも同僚議員がエアコンの設置をという一般質問をされた経緯があります。そのときの答弁は、その必要性は十分認識しているが、1教室当たり概算で約200万円の設置費用がかかり、小・中学校を合わせると多額の費用がかかる。屋内運動場等の非構造部材の耐震化工事が完了した後、国の補助金を見据え、財政部局とも十分協議しながら検討していくという答弁であったと記憶しております。

文部科学省、学校環境衛生基準の一部改正する件が公布され、平成30年4月1日から施行されました。改正の概要、教室等の環境にかかわる学校環境衛生基準関係、温度の基準について、望ましい温度の基準を17度以上28度以下に見直したこととなっています。

また、昨年6月の報道発表、文部科学省、公立学校、空調（冷房）設備設置状況等調査の結果について、平成29年4月1日現在、設置率、小・中学校普通教室49.6%、これは全国であります。岐阜県については55.2%と発表がありました。

近隣市町では、大垣市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町、関ヶ原町などは空調設備の設置をしていると聞いています。平成30年度、31年度で予定されている町もあります。

どこの市町も、大規模改造、空調設備事業については、国の学校施設環境改善交付金、補助率3分の1を頼りにして行われているので、垂井町も国へもっと働きかけるべきではないでしょうか。

垂井町は、小学校普通教室61教室、中学校普通教室23教室、合わせて84教室ありますが、財

政面で一度に全部の教室に空調設備の設置ができなければ、小学校と中学校を分けて事業するなどを考えてみてはいかがでしょうか。

お尋ねします。

私は、教育の場で快適な授業を受けている子供たちと、汗だくになりながら授業を受けている子供たちの差をつくってはならないと思います。公立学校の施設の格差がないように、国にもっと働きかけるべきではないでしょうか。扇風機などで対応している時代ではないと思っています。和田教育長の所見をお伺いし、質問とします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 栗田議員の小・中学校への空調（冷房）設備の設置についてお答えさせていただきます。

本町の小・中学校の教室への空調（冷房）設備の設置状況は、小学校では普通教室、この普通教室には特別支援学級の教室も含めますが、小学校では、普通教室72教室のうち1教室、特別教室は107教室のうち16教室、中学校では、普通教室26教室のうちゼロ、特別教室57教室のうち7教室となっております。

今日まで、小・中学校の施設整備につきましては、体育館の非構造部材の耐震補強工事を優先的に進めることとし、国の補助金を得ながら、平成27年度に1校、平成28年度に3校、平成29年度に1校の計5校の体育館の非構造部材の耐震補強工事を実施してきたところであります。

しかしながら、国においては、近年、当初予算で計上される補助金等の額は少なく、補正予算と合わせて何とか前年度並みの総額が確保されている現状ではありますが、全国の自治体が要望する事業規模を下回っているため、本町が加入する全国公立学校施設整備期成会を通じて、必要な財源の確保を国に要望しているところであります。

また、国の平成29年度補正予算や平成30年度当初予算では、非構造部材の耐震補強工事はつり天井を有する体育館が優先対象となり、本町の残り4校の体育館にはつり天井がなく、窓ガラスなどの飛散防止が主であり、現在、採択されにくい状況となっております。

こうした状況ではありますが、残り4校の体育館の非構造部材の耐震補強工事につきましては、引き続き国の補助金の採択に向けた申請をしまいたいと考えております。

一方、空調（冷房）設備の設置につきましては、近年、夏季には高温の日が続く傾向にあり、また議員御指摘のとおり、学校環境衛生基準の改正を受け、その必要性は十分認識しておりますので、今後、財政部局とも協議しながら、体育館の非構造部材の耐震補強工事とともに、あわせて国の補助金の採択に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。どうも御苦勞さまでした。

午後 4 時23分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 乾 豊

